



TOKIO MARINE
ASSET MGT

東京海上・円建て投資適格債券ファンド (年2回決算型)

追加型投信／国内／債券

愛称：円債くん（年2回決算型）

投資信託説明書 (請求目論見書)

2024年12月

東京海上アセットマネジメント

この「投資信託説明書（請求目論見書）」は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づき、投資家の請求により交付される目論見書です。課税上は株式投資信託として取扱われます。

1. 本書は金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。
2. この投資信託説明書（請求目論見書）により行う「東京海上・円建て投資適格債券ファンド（年2回決算型）」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2024年12月23日に関東財務局長に提出しており、2024年12月24日にその効力が生じています。

発行者名	東京海上アセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 横田 靖博
本店の所在の場所	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
有価証券届出書・有価証券届出書の訂正届出書の写しを縦覧に供する場所	該当なし

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

東京海上・円建て投資適格債券ファンド（年2回決算型）

※愛称を「円債くん（年2回決算型）」とします。

※上記を以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定に基づく投資信託の受益権であり、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である東京海上アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」といいます。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

当初の1口当たり元本は1円です。

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の基準価額

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせください。

●委託会社のお問い合わせ先（以下「委託会社サービスデスク」といいます。）

東京海上アセットマネジメント サービスデスク

0120-712-016（営業日の9時～17時）

ホームページ

<https://www.tokiomarineam.co.jp/>

(5)【申込手数料】

① 発行価格に1.1%（税抜1%）を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。申込手数料には、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）が含まれます。

② 分配金再投資コース（下記「(6) 申込単位」をご参照ください。）の収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

(6)【申込単位】

① 申込方法には、収益分配金の受取方法によって、以下の2種類のコースがあります。

分配金受取りコース	分配金を受け取るコースです。
分配金再投資コース	分配金が税引き後、自動的に無手数料で再投資されるコースです。

② 申込単位は販売会社が定めます。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

③ 分配金再投資コースにおいて収益分配金を再投資する場合は、1口単位とします。

(7) 【申込期間】

2024年12月24日から2025年6月23日まで

※申込期間は、上記期間満了前に委託会社が有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社の本・支店等で取扱います。ただし、一部取扱いを行わない支店等がある場合がありますので、販売会社の最寄りの本・支店等にお問い合わせください。なお、販売会社については、委託会社サービスデスクにお問い合わせください。

(9) 【払込期日】

取得申込者は、申込金（発行価格に取得申込口数を乗じて得た額に申込手数料を加算した申込時の支払総額をいいます。）を販売会社所定の期日までに販売会社に支払うものとします。

各取得申込日の発行価額の総額は各追加信託が行われる日に、販売会社から、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定する当ファンドの口座に振込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込金は、お申込みの販売会社にお支払いください。

(11) 【振替機関に関する事項】

当ファンドの受益権の振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

該当ありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目標として運用を行います。

② 基本的性格

当ファンドは、追加型投信／国内／債券に属します。

当ファンドの商品分類表および属性区分表は、以下の通りです。

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国 内	株 式
		債 券
追加型投信	海 外	不動産投信
	内 外	その他資産 ()
		資産複合

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ファミリーファンド
	年2回	日本	
	年4回	北米	
	年6回 (隔月)	欧州	
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年12回 (毎月)	アジア	ファンド・オブ・ファンズ
	日々	オセアニア	
不動産投信	その他 ()	中南米	
その他資産 (投資信託証券(債券 (社債)))		アフリカ	
		中近東 (中東)	
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング	

※当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

※投資形態が、ファミリーファンドまたはファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資することとなりますので、商品分類表と属性区分表の投資対象資産が異なります。

商品分類の定義

単位型・追加型	単位型投信	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	MMF（マネー・マネー・ジメンツ・ファンド）	一般社団法人投資信託協会の「MMF等の運営に関する規則」に定められるMMFをいいます。
	MR F（マネー・リザーブ・ファンド）	一般社団法人投資信託協会の「MMF等の運営に関する規則」に定められるMR Fをいいます。
	E T F	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。
	特殊型	目論見書または投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※商品分類の定義は、一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」をもとに委託会社が作成しております。

属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	目論見書または投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	目論見書または投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。

債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
	公債	目論見書または投資信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	社債	目論見書または投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他債券	目論見書または投資信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	格付等クレジットによる属性	目論見書または投資信託約款において、上記債券の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記債券に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記します。
	不動産投信	
その他資産		目論見書または投資信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。
資産複合	資産配分固定型	目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいいます。
	資産配分変更型	目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいいます。
決算頻度	年1回	目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年2回	目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年4回	目論見書または投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年6回（隔月）	目論見書または投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年12回（毎月）	目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々	目論見書または投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
	その他	上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。
投資対象地域	グローバル	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

	オセアニア	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会の「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定されるファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	日経225	目論見書または投資信託約款において、日経225に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。
	TOPIX	目論見書または投資信託約款において、TOPIXに連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	上記指数にあてはまらない全てのものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	目論見書または投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動（一定倍の連動若しくは逆連動を含む。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	目論見書または投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型／絶対収益追求型	目論見書または投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他型	目論見書または投資信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※属性区分の定義は、一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」をもとに委託会社が作成しております。

③ 信託金の限度額

当ファンドの信託金限度額は、信託約款の定めにより1兆円となっています。ただし、受託会社と合意のうえ、変更することができます。

④ ファンドの特色

1

円建ての社債を中心に投資します。

- 実質的に、わが国の法人が発行する円建ての社債を中心に投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目標として運用を行います。
- 日本円で発行する債券に投資を行いますので、為替変動リスクがありません。

<投資する債券の範囲>

- 主としてわが国の法人が発行する円建ての社債(金融機関劣後債、生保基金債等を含みます。)を中心に投資を行います。
- ポートフォリオ利回り向上のため、社債以外の円建ての債券等にも幅広く投資を行う場合があります。
- 流動性確保の観点から、国債や地方債等に投資を行う場合があります。

金融機関劣後債

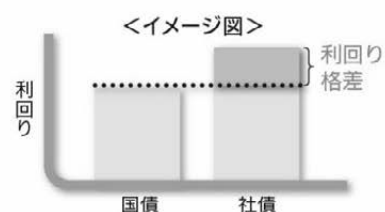
銀行の自己資本比率を高めることを目的に発行される債券で、一般の債権者よりも債務弁済の順位が劣る社債のことです。

生保基金債

生命保険会社の基金(株式会社という資本金)を裏づけとして発行される証券のことです。

社債の利回りについて

- 一般的に、発行体(企業等)の信用度や市場での流動性等のリスクが、国債と社債の利回り格差になります。
- 発行体の信用度の違い等に応じて、利回り格差は異なります。



次ページへ続く

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

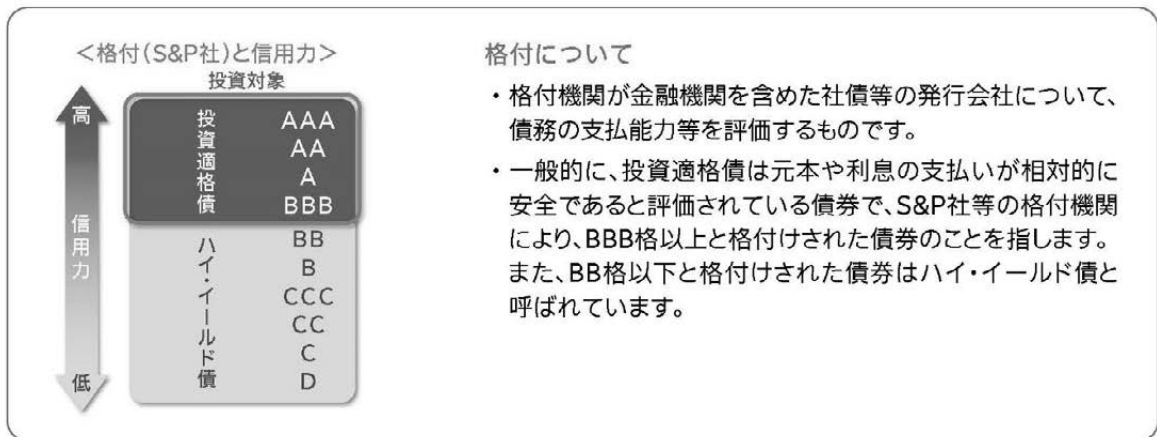
2

投資する債券は投資適格の債券とします。

- 投資する債券は、取得時において投資適格相当以上の格付を取得している債券*1、もしくはそれらと同等の信用力を有すると考えられる債券*2を投資対象とします。

*1 Moody's社、S&P社、R&I社、JCR社、Fitch社(2024年9月現在)のいずれかからBBB格相当以上の格付を取得しているもの

*2 無格付の地方債・政府保証債等



3

残存年限の異なる債券に分散投資します。

- ファンドでは、投資する債券の残存年限を幅広く分散させることにより、できる限り金利変動リスクを平均化させ、安定した収益の確保をめざします。

※一般的に、残存期間が長い債券ほど金利変動時の価格変動が大きくなる傾向にあります。



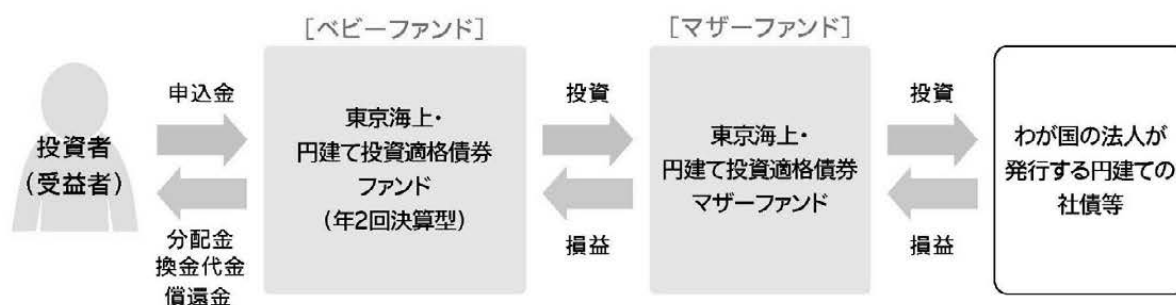
※なお、残存期間が20年超の債券にも投資する場合があります。

次ページへ続く

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの仕組み

- ファミリーファンド方式により運用を行います。



※「ファミリーファンド方式」とは、受益者の投資資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドにて行う方式です。ベビーファンドがマザーファンドに投資するに際しての投資コストはかかりません。また、他のベビーファンドが、マザーファンドへ投資することがあります。

主な投資制限

株 式	株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 (ただし、転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権の行使により取得する場合に限ります。)
外貨建資産	外貨建資産への投資は行いません。
デリバティブ等	デリバティブ取引等は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的、価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

分配方針

◎年2回決算を行います。

- 3月および9月の各23日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として次の方針に基づき分配を行います。

分配対象額は、経費控除後の、繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

収益分配金額は、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。

《イメージ図》

決 算	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
分 配			👛						👛			

① 上図はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について、示唆・保証するものではありません。実際の分配金額は運用実績に応じて決定されます。

次ページへ続く

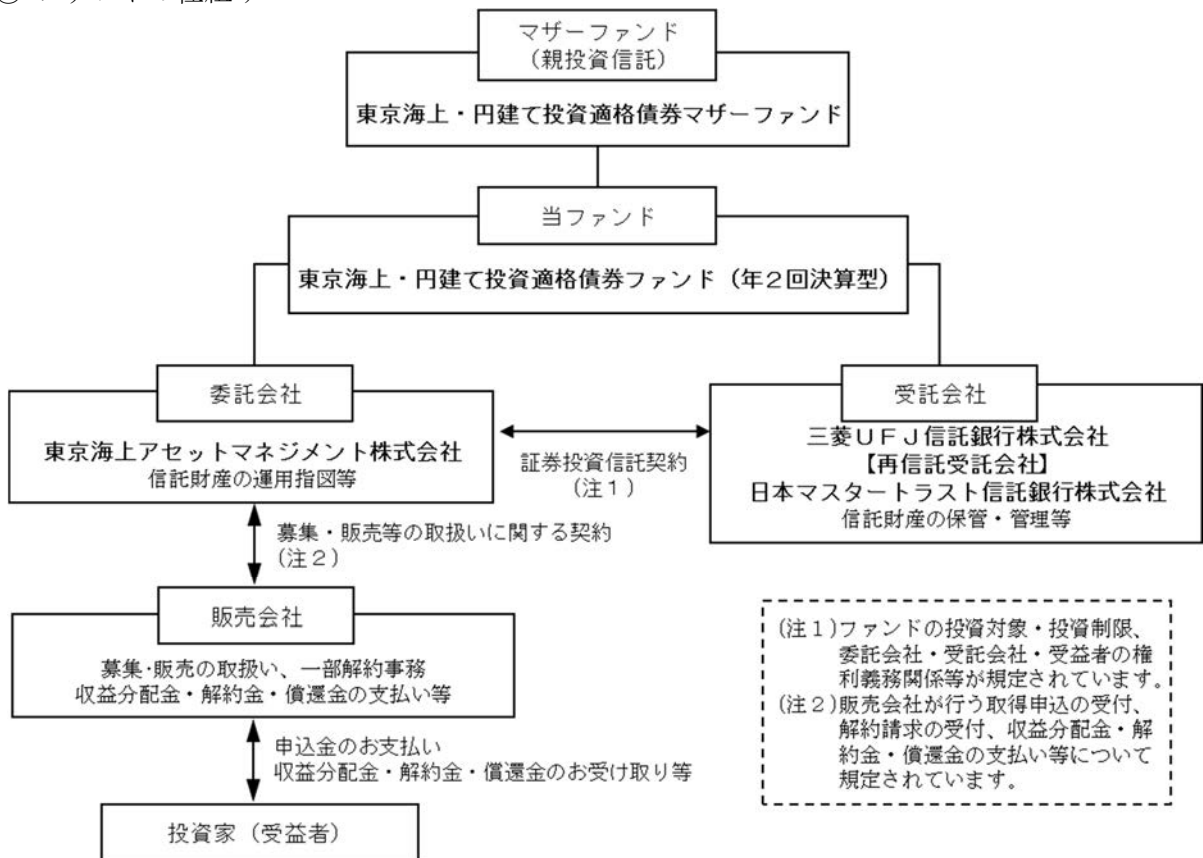
資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

2010年5月28日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



② 委託会社の概況

- ・名称 東京海上アセットマネジメント株式会社
- ・資本金の額 20億円 (2024年9月末日現在)
- ・会社の沿革

1985年12月 東京海上グループ（現：東京海上日動グループ）等の出資により、資産運用ビジネスの戦略的位置付けで、東京海上エム・シー投資顧問株式会社の社名にて資本金2億円で設立

1987年2月 投資顧問業者として登録

同年6月 投資一任業務認可取得

1991年4月 国内および海外年金の運用受託を開始

1998年5月 東京海上アセットマネジメント投信株式会社に社名変更し、投資信託法上の委託会社としての免許取得

2007年9月 金融商品取引業者として登録

2014年4月 東京海上アセットマネジメント株式会社に社名変更

2016年10月 東京海上不動産投資顧問株式会社と合併

- ・大株主の状況 (2024年9月末日現在)

株主名	住所	所有株数	所有比率
東京海上ホールディングス株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	38,300株	100.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

1. 基本方針

当ファンドは、主として「東京海上・円建て投資適格債券マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券に投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 主要投資対象

主としてマザーファンド受益証券に投資し、高位の組入比率を維持します。なお、有価証券等の資産に直接投資することがあります。

(2) 投資態度

- ①主として、わが国の法人が発行する円建ての社債（金融機関劣後債、生保基金債等を含みます。）を中心に投資を行うマザーファンド受益証券に投資します。
- ②当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行います。したがって、実質的な運用は、マザーファンドで行うこととなります。
- ③資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

<参考情報>マザーファンドの運用の基本方針、主な投資対象と投資制限（要約）

◇東京海上・円建て投資適格債券マザーファンド

1. 基本方針

安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 主要投資対象

主としてわが国の法人が発行する円建ての社債（金融機関劣後債、生保基金債等を含みます。以下、同じ。）を中心に投資します。

(2) 投資態度

- ①主としてわが国の法人が発行する円建ての社債を中心に投資を行い、インカムゲインの確保と信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。
- ②投資する債券は、取得時においてB B B格相当以上の格付を取得している債券、もしくはそれらと同等の信用力を有すると考えられる債券を投資対象とします。
- ③組入銘柄は、投資する債券等の残存年限を幅広く分散することにより、できる限り金利変動リスクを平均化し、収益性の確保を目指します。
- ④ポートフォリオ利回り向上のため、社債以外の円建ての債券等に幅広く投資を行う場合があります。また、流動性確保の観点から、国債や地方債等にも投資を行う場合があります。
- ⑤資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

3. 運用制限

- (1) 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。（ただし、転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権の行使により取得する場合に限ります。）
- (2) 外貨建資産への投資は行いません。
- (3) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- (4) 上場投資信託証券等を除く投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (5) 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (6) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (7) 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (8) デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- (9) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(2) 【投資対象】

1. 当ファンドにおいて投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

(1) 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条で定めるものをいいます。以下同じ。）

① 有価証券

② デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条、第23条および第24条に定めるものに限ります。）

③ 金銭債権（①④に掲げるものに該当するものを除きます。）

④ 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

(2) 次に掲げる特定資産以外の資産

為替手形

2. 委託会社は、信託金を、主として東京海上アセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社として締結された「東京海上・円建て投資適格債券マザーファンド」の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

(1) 転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権の行使により取得した株券および新株引受権証券

(2) 国債証券

(3) 地方債証券

(4) 特別の法律により法人の発行する債券

(5) 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

(6) 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

(7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

(8) 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

(9) 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

(10) コマーシャル・ペーパー

(11) 新株引受権証券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券

(12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記(1)から(11)までの証券または証書の性質を有するもの

(13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

(14) 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

(15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

(16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）

(17) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

(18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書

(19) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

(20) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

(21) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

(22) 外国の者に対する権利で上記(21)の有価証券の性質を有するもの

なお、(1)の証券または証書、(12)および(17)の証券または証書のうち(1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、(2)から(6)までの証券、(12)および(17)の証券または証書のうち(2)から(6)までの証券の性質を有するものならびに(14)の投資法人債券を以下「公社債」といい、(13)の証券および(14)の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

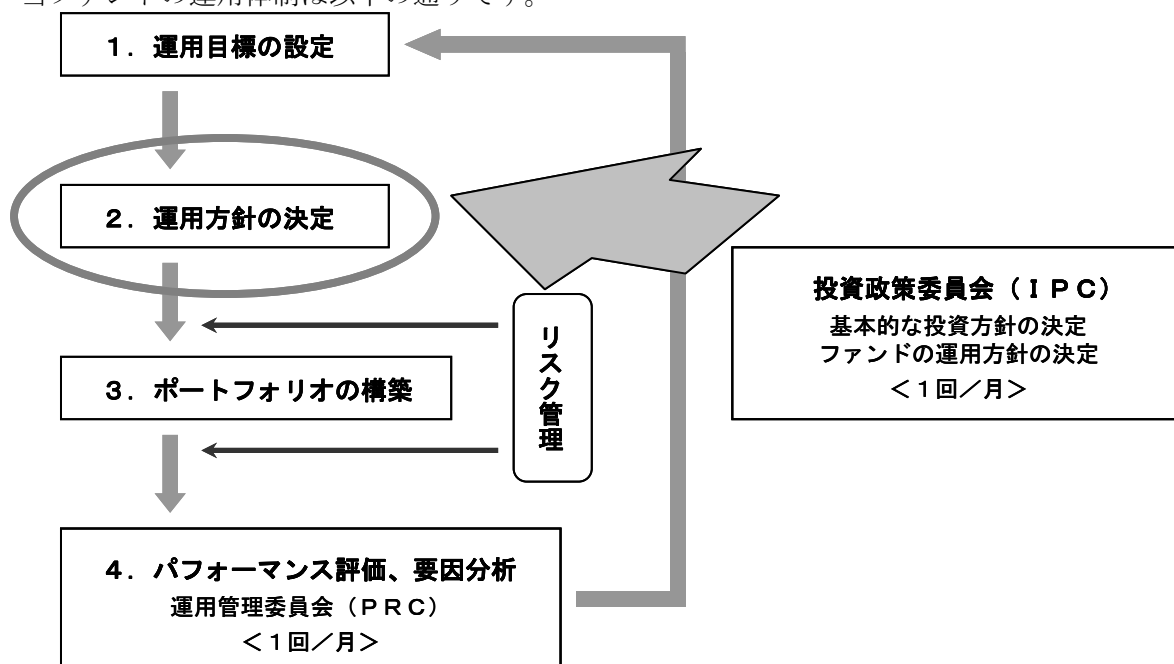
3. 委託会社は、信託金を、上記2. に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- (1) 預金
- (2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- (3) コール・ローン
- (4) 手形割引市場において売買される手形
- (5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- (6) 外国の者に対する権利で上記(5)の権利の性質を有するもの

4. 上記2. の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、上記3. に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下の通りです。



ファンドの運用に関する社内規則として「投資運用業に係る業務運営規程」を設けております。

運用におけるリスク管理は、運用リスク管理部門（10名程度）による法令・運用ガイドライン等の遵守状況のチェックや運用リスク項目のチェック等が随時実施され、担当運用部へフィードバックされるとともに、原則として月1回開催される運用管理委員会（運用リスク管理部門担当役員を委員長に、運用・営業・商品企画などファンド運用に関係する各部長が参加）において投資行動の評価が行われます。（リスク管理についての詳細は、「3 投資リスク」の「3.管理体制」をご参照ください）

この運用管理委員会での評価もふまえて、投資政策委員会（運用本部長を委員長とし、各運用部長が参加）において運用方針を決定し、より質の高い運用体制の維持・向上を目指します。

また、受託銀行等の管理については、関連部署において、受託銀行業務等に関する「内部統制の整備及び運用状況報告書」の入手・検証、現地モニタリング等を通じて実施しております。

（上記の体制や人員等については、2024年9月末日現在）

(4) 【分配方針】

毎決算時に、原則として次の方針に基づき分配を行います。

- ① 分配対象額は、経費控除後の、繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。
- ③ 収益の分配に充当せず、信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

(5) 【投資制限】

- ① 運用の基本方針に基づく制限（約款別紙「運用の基本方針」）

- a. 委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドに属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。（ただし、転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権の行使により取得する場合に限りします。）

※信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。（以下同じ）

- b. 外貨建資産への投資は行いません。
- c. 委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- d. 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券ならびに取引所に上場し、かつ当該取引所において常時売却可能な投資信託証券、また既に組入れていた株式等が転換等により投資信託証券に該当することとなった投資信託証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドに属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- e. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- f. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- g. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- h. デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

- ② 投資する株式等の範囲（約款）

- a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- b. 上記a.の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託

会社が投資することを指図することができるものとします。

③ 信用取引（約款）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡または買戻により行うことの指図をすることができるものとします。
- b. 上記a. の信用取引の指図は、当該売付にかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付にかかる建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b. の売付にかかる建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

④ 先物取引等（約款）

- a. 委託会社は、日本国内の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
- b. 委託会社は、日本国内の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑤ スワップ取引（約款）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。

⑥ 金利先渡取引（約款）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. 金利先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- d. 委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。

⑦ デリバティブ取引等に係る投資制限（約款）

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

⑧ 有価証券の貸付（約款）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - ・株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - ・公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b. 上記a. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入の指図を行うものとします。

⑨ 有価証券の空売（約款）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または下記「⑩ 有価証券の借入」の規定により借入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、売付けた有価証券の引渡または買戻により行うことの指図をすることができるものとします。
- b. 上記a. の売付の指図は、当該売付にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うことができるものとします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b. の売付にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その額を超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

⑩ 有価証券の借入（約款）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入の指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入を行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b. 上記a. の借入の指図は、当該借入にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うことができるものとします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b. の借入にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- d. 上記a. の借入にかかる品借料は信託財産中から支弁します。

⑪ 信用リスク集中回避のための投資制限（約款）

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

⑫ 資金の借入（約款）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- c. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- d. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

3【投資リスク】

1. 投資リスク

※以下の記載は、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドを組み入れることにより、当ファンドが間接的に受ける実質的なリスクを含みます。

基準価額の変動要因

- ・投資する有価証券等の値動きにより基準価額は変動します。したがって、投資元本は保証されているものではなく、投資元本を割り込むことがあります。
- ・運用による損益は、全て投資者に帰属します。
- ・投資信託は預貯金や保険と異なります。
- ・当ファンドへの投資には主に以下のリスクが想定されます。

① 金利変動リスク

公社債は、一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、反対に金利が下落した場合には価格は上昇します。したがって、金利が上昇した場合、基準価額が下落する要因となります。

② 信用リスク

一般に、公社債や短期金融商品等の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合、またはデフォルトが予想される場合には、当該公社債等の価格は大幅に下落することになります。したがって、組入公社債等にデフォルトが生じた場合、またデフォルトが予想される場合には、基準価額が下落する要因となります。

③ 流動性リスク

受益者から解約申込があった場合、組入資産を売却することで解約資金の手当てを行うことができます。その際、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

④ 劣後債等固有のリスク

劣後債はデフォルトが生じた場合、元利金の支払順位が一般の社債よりも低い社債です。繰上償還条項が設定されている劣後債等が、市況動向等により繰上償還が実施されない場合や繰上償還されないと予想される場合には、当該証券の価格が大きく下落する可能性があります。また、利息や配当の支払繰延条項がある場合は、発行体の業績の著しい悪化等により、支払いが繰り延べられる可能性があります。

2. その他の留意事項

- ① 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ② 当ファンドは、大量の解約申込が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額が下落する可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- ③ 投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等による売買等が発生した場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- ④ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全額が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

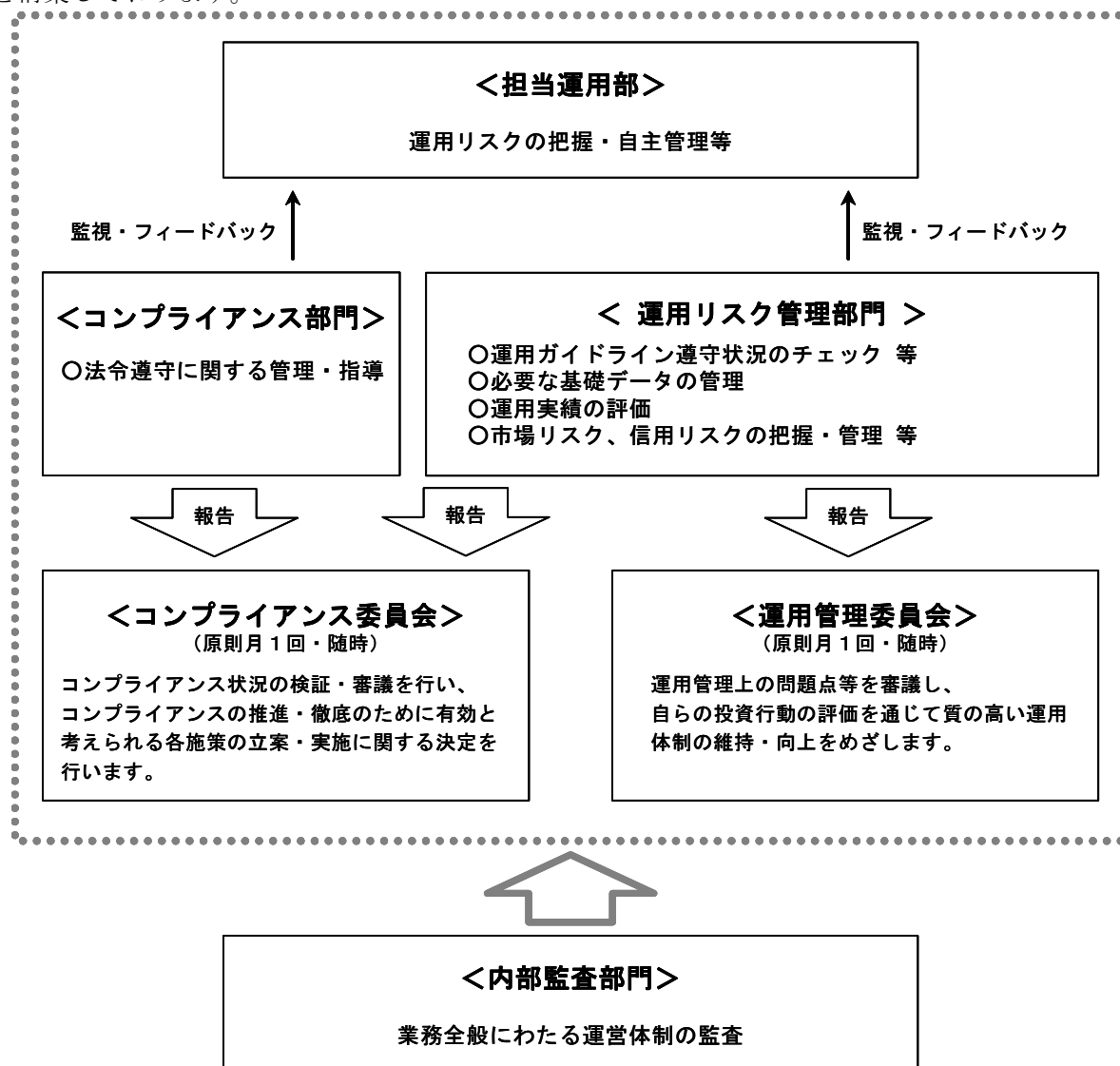
3. 管理体制

＜リスク管理体制＞

委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。

法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。

これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。



＜流動性リスク管理＞

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。

取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

過去5年間の各月末における分配金再投資基準価額と直近1年間の騰落率を表示したものです。

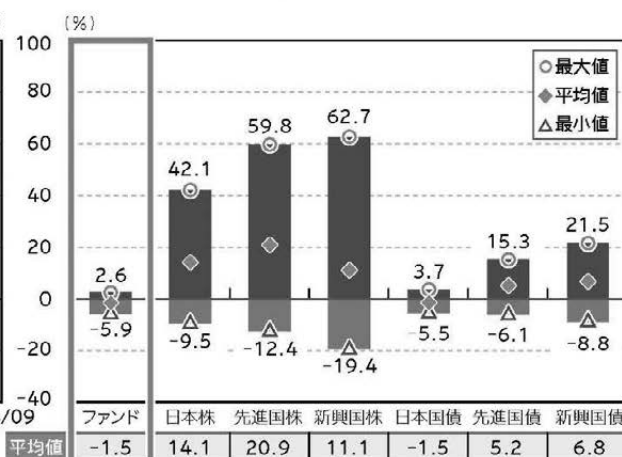


※分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものとして計算した基準価額であり、実際の基準価額とは異なる場合があります。

※年間騰落率は、税引前分配金を再投資したものとして計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと代表的な資産クラスとの 騰落率の比較

ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。過去5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。



※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※ファンドは分配金再投資基準価額の年間騰落率です。税引前分配金を再投資したものとして計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

代表的な資産クラスと指数名

日本株	TOPIX (東証株価指数) (配当込み)
先進国株	MSCIコクサイ指数 (配当込み、円ベース)
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)
日本国債	NOMURA-BPI (国債)
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース)

指数について

●TOPIXの指数値およびTOPIXにかかる商標または商標は、株式会社J P X総研または株式会社J P X総研の関連会社 (以下、J P Xといいます。) の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用等TOPIXに関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIXにかかる商標または商標に関するすべての権利はJ P Xが有します。J P Xは、TOPIXの指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。ファンドは、J P Xにより提供、保証または販売されるものではなく、ファンドの設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJ P Xは責任を負いません。 ●MSCIコクサイ指数の著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI社に帰属します。また、MSCI社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。MSCI社の許諾なしにインデックスの一部または全部を複製、頒布、使用等することは禁じられています。MSCI社はファンドとは関係なく、ファンドから生じるいかなる責任も負いません。 ●MSCIエマージング・マーケット・インデックスの著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI社に帰属します。また、MSCI社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。MSCI社の許諾なしにインデックスの一部または全部を複製、頒布、使用等することは禁じられています。MSCI社はファンドとは関係なく、ファンドから生じるいかなる責任も負いません。 ●NOMURA-BPI (国債) に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。 ●FTSE世界国債インデックスは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。 ●JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。

上記は過去の実績であり、将来の動向等を示唆・保証するものではありません。

次ページへ続く

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

- ① 発行価格に1.1%（税抜1%）を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。申込手数料には、消費税等が含まれます。
申込手数料は、商品の説明、購入に関する事務コスト等の対価として、申込時にご負担いただくものです。
- ② 分配金再投資コースの収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

(2) 【換金（解約）手数料】

- ① 換金（解約）手数料
ありません。
- ② 信託財産留保額
ありません。

(3) 【信託報酬等】

- ① 委託会社、販売会社および受託会社の信託報酬の総額は信託財産の純資産総額に対し、②の信託報酬率を乗じて得た金額とし、計算期間を通じて、毎日計上します。
- ② 信託報酬率は、毎計算期末において見直すこととし、各前月末における日本相互証券株式会社の発表する新発10年固定利付国債の利回り（終値）に応じて以下の通り決定され、毎計算期末の翌日から適用するものとします。

新発10年固定 利付国債の 利回り	委託会社（税抜）*1	販売会社（税抜）*2	受託会社（税抜）*3	合計
3%未満 の場合	年率0.25%	年率0.25%	年率0.02%	年率0.572% （税抜0.52%）
3%以上 4%未満 の場合	年率0.3%	年率0.3%	年率0.02%	年率0.682% （税抜0.62%）
4%以上 5%未満 の場合	年率0.35%	年率0.35%	年率0.02%	年率0.792% （税抜0.72%）
5%以上 の場合	年率0.4%	年率0.4%	年率0.02%	年率0.902% （税抜0.82%）

*1 委託した資金の運用、基準価額の計算、目論見書作成等の対価

*2 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価

*3 運用財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行の対価

- ③ ①の信託報酬（消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

(4) 【その他の手数料等】

- ① 信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）は、監査法人に支払うファンドの監査にかかる費用であり、毎日、純資産総額に対し、年率0.011%（税抜0.01%）を乗じて得た金額（ただし、年66万円（税抜60万円）の1日分相当額を上限とします。）を計上し、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。
- ② 信託財産に関する租税および信託事務等に要する諸費用ならびに受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ③ ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料（消費税等相当額を含みます。）、先物・オプション取引に要する費用、外国における資産の保管等に要する費用等は、受益者の

負担とし、信託財産中から支弁します。

- ④ 信託財産の一部解約に伴う支払資金の手当て、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

※監査費用を除くその他の手数料等については実際の取引等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

上記(1)から(4)の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として以下のような取扱いとなります。なお、税法が改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。また、以下は一般的な記載に過ぎませんので、課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認ください。

<個人の受益者に対する課税>

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として課税され、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%※および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。申告不要制度の適用がありますが、総合課税または申告分離課税を選択することも可能です。いずれの場合も配当控除の適用はありません。申告分離課税を選択した場合の税率は、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。収益分配金のうち課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）（※1）は課税されません。

※2037年12月31日までの間、復興特別所得税（所得税15%×2.1%）が付加されます。

解約時および償還時の差益（解約時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した差額）は、その全額が譲渡所得等の金額とみなされ課税対象となります。譲渡所得等については、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます（特定口座（源泉徴収選択口座）での取扱いも可能です。）。

普通分配金（申告分離課税を選択したものに限りします。）ならびに解約時および償還時の損益については、確定申告により、上場株式等（特定公社債および公募公社債投信を含みます。）の利子所得および配当所得（申告分離課税を選択したものに限りします。）ならびに譲渡所得等との間で損益通算を行うことができます。

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入する等、一定の条件に該当する方が対象となります。

当ファンドは、「NISA」の「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記とは異なる場合があります。

<法人の受益者に対する課税>

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の「各受益者の個別元本」（※2）超過額については、15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率による源泉徴収が行われます。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）（※1）は課税されません。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

- （※1）「元本払戻金（特別分配金）」とは、収益分配金落ち後の基準価額が各受益者の個別元本を下回る場合、収益分配金のうち当該下回る部分に相当する額をさし、元本の一部払戻しに相当するものです。この場合、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

(※2) 「各受益者の個別元本」とは、原則として各受益者の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、元本払戻金（特別分配金）が支払われた際に調整されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数の支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※上記は、2024年9月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、内容等が変更される場合があります。

(参考情報) ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間（以下「当期間」といいます。）（2024年3月26日～2024年9月24日）におけるファンドの総経費率は以下の通りです。

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
0.59%	0.58%	0.01%

(比率は年率、表示桁数未満を四捨五入)

※当期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。)を当期間の平均受益権口数に当期間の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値です。

※入手し得る情報において計算に含まれていない費用はありません。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては、当期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5【運用状況】

以下は2024年9月30日現在の運用状況です。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	3,396,034,783	100.00
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		△326,787	△0.00
合計（純資産総額）		3,395,707,996	100.00

（ご参考：親投資信託の投資状況）

当ファンドが主要投資対象とする親投資信託の投資状況は以下の通りです。

東京海上・円建て投資適格債券マザーファンド

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	15,077,974,510	4.98
地方債証券	日本	45,386,315,450	15.00
特殊債券	日本	10,272,767,000	3.39
社債券	日本	227,662,278,100	75.27
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		4,034,962,334	1.33
合計（純資産総額）		302,434,297,394	100.00

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a. 主要銘柄の明細

順位	銘柄名	地域	種類	口数	帳簿価額		評価額		投資比率（％）
					単価（円）	金額（円）	単価（円）	金額（円）	
1	東京海上・円建て投資適格債券マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	2,904,828,315	1.1722	3,405,039,929	1.1691	3,396,034,783	100.00

b. 投資有価証券の種類

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	100.00
合 計	100.00

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(ご参考：親投資信託の投資資産)

①投資有価証券の主要銘柄

a. 主要銘柄の明細

東京海上・円建て投資適格債券マザーファンド

順位	銘柄名	地域	種類	利率	償還期限	額面	帳簿価額		評価額		投資比率 (%)
							単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
1	第28回株式会社みずほフィナンシャルグループ無担保社債 (劣後)	日本	社債券	1.412	2033/07/13	1,200,000,000	99.23	1,190,772,000	98.82	1,185,900,000	0.39
2	第27回利付国債 (物価連動・10年)	日本	国債証券	0.005	2032/03/10	1,000,000,000	105.10	1,135,426,830	104.70	1,132,152,510	0.37
3	第34回NTTファイナンス株式会社無担保社債	日本	社債券	1.476	2034/03/17	1,000,000,000	102.67	1,026,780,000	102.20	1,022,030,000	0.33
4	第24回麒麟ホールディングス株式会社無担保社債	日本	社債券	1.318	2033/10/26	1,000,000,000	101.69	1,016,990,000	101.23	1,012,370,000	0.33
5	第454回中国電力株式会社社債	日本	社債券	1.340	2033/10/25	1,000,000,000	100.73	1,007,370,000	100.35	1,003,590,000	0.33
6	第41回ソニーグループ株式会社無担保社債	日本	社債券	1.001	2034/03/07	1,000,000,000	99.20	992,020,000	98.84	988,480,000	0.32
7	第83回三菱商事株式会社無担保社債	日本	社債券	1.054	2034/03/21	1,000,000,000	99.20	992,090,000	98.78	987,810,000	0.32
8	第1回住友生命2023基金流動化株式会社無担保社債 (劣後)	日本	社債券	0.705	2028/08/08	1,000,000,000	98.89	988,930,000	98.71	987,180,000	0.32
9	第14回株式会社ブリヂストン無担保社債	日本	社債券	0.375	2029/04/19	1,000,000,000	98.25	982,530,000	98.04	980,430,000	0.32
10	第33回株式会社三菱ケミカルホールディングス無担保社債	日本	社債券	0.280	2030/02/28	1,000,000,000	96.54	965,440,000	96.31	963,190,000	0.31
11	第54回大阪瓦斯株式会社無担保社債	日本	社債券	2.028	2044/05/30	900,000,000	101.34	912,078,000	101.10	909,972,000	0.30
12	第37回株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ (劣後)	日本	社債券	1.303	2035/01/18	900,000,000	99.83	898,551,000	100.09	900,882,000	0.29
13	第7回株式会社ファーストリテイリング無担保社債	日本	社債券	0.405	2028/06/06	900,000,000	98.92	890,343,000	98.78	889,020,000	0.29
14	第16回三井住友トラスト・ホールディングス無担保社債 (劣後)	日本	社債券	0.400	2031/12/22	900,000,000	98.40	885,636,000	98.56	887,094,000	0.29
15	第53回京成電鉄株式会社無担保社債	日本	社債券	0.787	2039/03/08	1,000,000,000	87.71	877,180,000	87.16	871,680,000	0.28
16	第548回関西電力株式会社社債	日本	社債券	0.574	2032/04/23	900,000,000	96.19	865,755,000	95.91	863,217,000	0.28
17	第28回西日本旅客鉄道株式会社無担保社債	日本	社債券	2.111	2030/06/11	800,000,000	107.64	861,184,000	107.35	858,848,000	0.28
18	第77回国際協力機構債券	日本	社債券	1.404	2043/06/19	900,000,000	94.18	847,629,000	94.12	847,125,000	0.28
19	第12回株式会社りそな銀行無担保社債 (劣後特約付)	日本	社債券	2.464	2027/03/15	800,000,000	102.97	823,776,000	102.86	822,896,000	0.27
20	第53回神奈川県公営公債 (20年)	日本	地方債証券	1.921	2044/06/20	800,000,000	102.67	821,384,000	102.43	819,448,000	0.27
21	第87回三井不動産株式会社無担保社債	日本	社債券	1.311	2034/05/30	800,000,000	101.34	810,736,000	100.81	806,544,000	0.26

22	第30回NTTファイナンス株式会社無担保社債	日本	社債券	1.213	2033/09/20	800,000,000	100.82	806,600,000	100.36	802,952,000	0.26
23	第457回中国電力株式会社社債	日本	社債券	1.401	2034/05/25	800,000,000	100.67	805,424,000	100.25	802,016,000	0.26
24	第116回東武鉄道株式会社無担保社債	日本	社債券	0.783	2037/09/11	900,000,000	89.52	805,734,000	88.98	800,820,000	0.26
25	第5回株式会社群馬銀行無担保社債（劣後）	日本	社債券	0.370	2029/11/26	800,000,000	99.89	799,144,000	99.90	799,256,000	0.26
26	第4回株式会社三井住友フィナンシャルグループ（劣後）	日本	社債券	1.328	2030/05/29	800,000,000	100.17	801,424,000	99.90	799,248,000	0.26
27	第332回日本高速道路保有・債務返済機構債券	日本	社債券	1.792	2044/06/17	800,000,000	100.05	800,416,000	99.81	798,480,000	0.26
28	第47回兵庫県公募公債（20年）	日本	地方債証券	1.771	2044/08/30	800,000,000	99.94	799,520,000	99.72	797,760,000	0.26
29	令和6年度第2回福岡県公募公債（20年）	日本	地方債証券	1.749	2044/09/16	800,000,000	99.53	796,304,000	99.32	794,584,000	0.26
30	第5回野村ホールディングス無担保社債	日本	社債券	0.750	2027/09/03	800,000,000	99.21	793,736,000	99.19	793,528,000	0.26

b. 投資有価証券の種類

東京海上・円建て投資適格債券マザーファンド

種類	投資比率(%)
国債証券	4.98
地方債証券	15.00
特殊債券	3.39
社債券	75.27
合 計	98.66

②投資不動産物件

東京海上・円建て投資適格債券マザーファンド

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

東京海上・円建て投資適格債券マザーファンド

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第10計算期間末	(2015年 3月23日)	4,857	4,924	1.0115	1.0255
第11計算期間末	(2015年 9月24日)	5,553	5,597	1.0020	1.0100
第12計算期間末	(2016年 3月23日)	5,157	5,355	1.0108	1.0498
第13計算期間末	(2016年 9月23日)	6,590	6,590	1.0045	1.0045
第14計算期間末	(2017年 3月23日)	7,118	7,118	0.9912	0.9912
第15計算期間末	(2017年 9月25日)	6,209	6,209	0.9962	0.9962

第16計算期間末	(2018年 3月23日)	4,825	4,825	0.9986	0.9986
第17計算期間末	(2018年 9月25日)	4,275	4,275	0.9862	0.9862
第18計算期間末	(2019年 3月25日)	4,261	4,286	1.0026	1.0086
第19計算期間末	(2019年 9月24日)	3,922	3,965	1.0028	1.0138
第20計算期間末	(2020年 3月23日)	6,392	6,392	0.9809	0.9809
第21計算期間末	(2020年 9月23日)	6,402	6,402	0.9828	0.9828
第22計算期間末	(2021年 3月23日)	6,038	6,038	0.9806	0.9806
第23計算期間末	(2021年 9月24日)	5,557	5,557	0.9845	0.9845
第24計算期間末	(2022年 3月23日)	5,109	5,109	0.9659	0.9659
第25計算期間末	(2022年 9月26日)	4,709	4,709	0.9483	0.9483
第26計算期間末	(2023年 3月23日)	4,357	4,357	0.9405	0.9405
第27計算期間末	(2023年 9月25日)	4,054	4,054	0.9224	0.9224
第28計算期間末	(2024年 3月25日)	3,613	3,613	0.9266	0.9266
第29計算期間末	(2024年 9月24日)	3,417	3,417	0.9203	0.9203
2023年 9月末日		4,025	—	0.9192	—
10月末日		3,882	—	0.9033	—
11月末日		3,918	—	0.9235	—
12月末日		3,846	—	0.9288	—
2024年 1月末日		3,743	—	0.9237	—
2月末日		3,651	—	0.9273	—
3月末日		3,609	—	0.9278	—
4月末日		3,534	—	0.9164	—
5月末日		3,460	—	0.9017	—
6月末日		3,452	—	0.9037	—
7月末日		3,393	—	0.9034	—
8月末日		3,434	—	0.9150	—
9月末日		3,395	—	0.9176	—

②【分配の推移】

期	計算期間	1口当たりの分配金 (円)
第10計算期間	2014年 9月25日～2015年 3月23日	0.0140
第11計算期間	2015年 3月24日～2015年 9月24日	0.0080
第12計算期間	2015年 9月25日～2016年 3月23日	0.0390
第13計算期間	2016年 3月24日～2016年 9月23日	0.0000
第14計算期間	2016年 9月24日～2017年 3月23日	0.0000
第15計算期間	2017年 3月24日～2017年 9月25日	0.0000
第16計算期間	2017年 9月26日～2018年 3月23日	0.0000
第17計算期間	2018年 3月24日～2018年 9月25日	0.0000
第18計算期間	2018年 9月26日～2019年 3月25日	0.0060
第19計算期間	2019年 3月26日～2019年 9月24日	0.0110

第20計算期間	2019年 9月25日～2020年 3月23日	0.0000
第21計算期間	2020年 3月24日～2020年 9月23日	0.0000
第22計算期間	2020年 9月24日～2021年 3月23日	0.0000
第23計算期間	2021年 3月24日～2021年 9月24日	0.0000
第24計算期間	2021年 9月25日～2022年 3月23日	0.0000
第25計算期間	2022年 3月24日～2022年 9月26日	0.0000
第26計算期間	2022年 9月27日～2023年 3月23日	0.0000
第27計算期間	2023年 3月24日～2023年 9月25日	0.0000
第28計算期間	2023年 9月26日～2024年 3月25日	0.0000
第29計算期間	2024年 3月26日～2024年 9月24日	0.0000

③【収益率の推移】

期	計算期間	収益率 (%) (分配付)
第10計算期間	2014年 9月25日～2015年 3月23日	2.1
第11計算期間	2015年 3月24日～2015年 9月24日	△0.1
第12計算期間	2015年 9月25日～2016年 3月23日	4.8
第13計算期間	2016年 3月24日～2016年 9月23日	△0.6
第14計算期間	2016年 9月24日～2017年 3月23日	△1.3
第15計算期間	2017年 3月24日～2017年 9月25日	0.5
第16計算期間	2017年 9月26日～2018年 3月23日	0.2
第17計算期間	2018年 3月24日～2018年 9月25日	△1.2
第18計算期間	2018年 9月26日～2019年 3月25日	2.3
第19計算期間	2019年 3月26日～2019年 9月24日	1.1
第20計算期間	2019年 9月25日～2020年 3月23日	△2.2
第21計算期間	2020年 3月24日～2020年 9月23日	0.2
第22計算期間	2020年 9月24日～2021年 3月23日	△0.2
第23計算期間	2021年 3月24日～2021年 9月24日	0.4
第24計算期間	2021年 9月25日～2022年 3月23日	△1.9
第25計算期間	2022年 3月24日～2022年 9月26日	△1.8
第26計算期間	2022年 9月27日～2023年 3月23日	△0.8
第27計算期間	2023年 3月24日～2023年 9月25日	△1.9
第28計算期間	2023年 9月26日～2024年 3月25日	0.5
第29計算期間	2024年 3月26日～2024年 9月24日	△0.7

(4) 【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第10計算期間	2014年 9月25日～2015年 3月23日	2,763,225,242	530,827,143	4,802,586,381
第11計算期間	2015年 3月24日～2015年 9月24日	1,620,275,916	880,691,410	5,542,170,887
第12計算期間	2015年 9月25日～2016年 3月23日	1,166,710,905	1,606,875,003	5,102,006,789
第13計算期間	2016年 3月24日～2016年 9月23日	2,754,175,754	1,294,930,373	6,561,252,170
第14計算期間	2016年 9月24日～2017年 3月23日	1,709,501,396	1,089,115,150	7,181,638,416
第15計算期間	2017年 3月24日～2017年 9月25日	552,318,060	1,501,156,939	6,232,799,537
第16計算期間	2017年 9月26日～2018年 3月23日	362,414,735	1,763,011,862	4,832,202,410
第17計算期間	2018年 3月24日～2018年 9月25日	333,347,396	830,421,753	4,335,128,053
第18計算期間	2018年 9月26日～2019年 3月25日	510,186,412	594,763,733	4,250,550,732
第19計算期間	2019年 3月26日～2019年 9月24日	565,048,163	903,934,779	3,911,664,116
第20計算期間	2019年 9月25日～2020年 3月23日	3,161,796,849	556,853,173	6,516,607,792
第21計算期間	2020年 3月24日～2020年 9月23日	386,266,213	388,159,942	6,514,714,063
第22計算期間	2020年 9月24日～2021年 3月23日	382,943,636	739,966,404	6,157,691,295
第23計算期間	2021年 3月24日～2021年 9月24日	154,715,102	666,921,853	5,645,484,544
第24計算期間	2021年 9月25日～2022年 3月23日	115,344,273	470,607,320	5,290,221,497
第25計算期間	2022年 3月24日～2022年 9月26日	120,912,623	444,128,973	4,967,005,147
第26計算期間	2022年 9月27日～2023年 3月23日	84,517,397	418,642,149	4,632,880,395
第27計算期間	2023年 3月24日～2023年 9月25日	52,319,432	289,436,607	4,395,763,220
第28計算期間	2023年 9月26日～2024年 3月25日	46,276,521	542,602,188	3,899,437,553
第29計算期間	2024年 3月26日～2024年 9月24日	43,930,567	230,423,582	3,712,944,538

<参考情報>

基準日: 2024年9月30日

基準価額・純資産の推移



※基準価額は信託報酬控除後のものです。後述の信託報酬に関する記載をご覧ください。
 ※基準価額は1万口当たりで表示しています。 ※設定日は2010年5月28日です。

分配の推移

(1万口当たり、税引前)

決算期	決算日	分配金
第25期	2022/09/26	0円
第26期	2023/03/23	0円
第27期	2023/09/25	0円
第28期	2024/03/25	0円
第29期	2024/09/24	0円
設定来累計		1,630円

※分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。

主要な資産の状況

ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っており、マザーファンドの資産の状況を記載しています。

債券種別構成

種別	比率
国債	5.0%
うち物価運動国債	0.4%
地方債	15.0%
政府保証債	3.4%
金融債	—
事業債	74.9%
うち劣後債	6.8%
円建外債	—
MBS・ABS	0.4%
短期金融資産等	1.3%
合計	100.0%

※短期金融資産等は、組入有価証券以外のものです。

※比率は、純資産総額に占める割合です。

保有債券の属性情報

残存期間	9.82年
修正デュレーション	9.15
クーポン	0.87%
最終利回り(複利)	1.26%
直接利回り	0.90%
平均格付	AA-

※各保有債券の数値を加重平均した値です。

※保有債券の時価総額を基に計算しています。

※途中償還等を考慮して計算しています。

※修正デュレーションとは、金利がある一定割合で変動した場合、債券価格がどの程度変化するかを示す指標であり、その値が大きいくほど、金利変動に対する債券価格の変動が大きくなります。

※格付は、Moody's社、S&P社、R&I社、JCR社、Fitch社のうち、上位のものを使用しています。

※平均格付は、格付毎に点数化し、加重平均した結果を四捨五入して表示しており、ファンドの格付ではありません。また、保有債券のうち、格付が取得できない場合は、除外して計算しています。

次ページへ続く

- ・最新の運用実績は、委託会社のホームページでご確認いただけます。
- ・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

基準日：2024年9月30日

● 残存年限別構成

残存年限	比率
5年未満	27.1%
5年以上10年未満	28.6%
10年以上15年未満	22.0%
15年以上20年未満	20.9%
20年以上	—

※途中償還等を考慮して計算しています。
※比率は、純資産総額に占める割合です。

● 格付別構成

格付	比率
AAA格	11.3%
AA格	48.7%
A格	32.1%
BBB格	1.2%
その他	6.8%

※比率は、保有債券の時価総額に占める割合です。
※格付は、Moody's社、S&P社、R&I社、JCR社、Fitch社のうち、上位のものを使用しており、+・-等の符号は省略して表示しています。
※その他は、東京海上アセットマネジメントが投資適格相当とみなしている無格付の地方債等です。

● 組入上位10銘柄

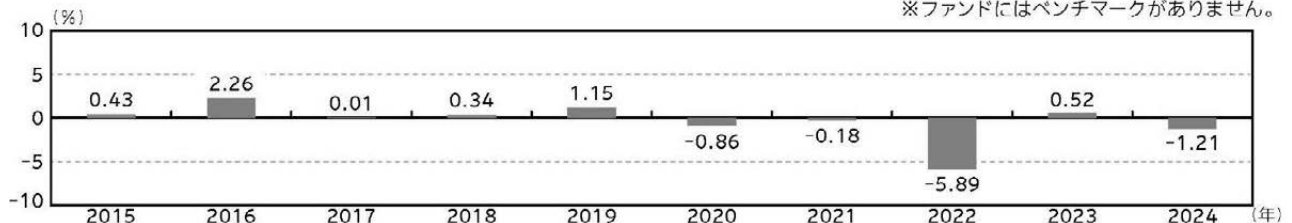
組入銘柄数：682銘柄

	銘柄	クーポン	償還日	比率
1	第28回株式会社みずほフィナンシャルグループ無担保社債(劣後)	1.412%	2033/07/13	0.4%
2	第27回利付国債(物価連動・10年)	0.005%	2032/03/10	0.4%
3	第34回NTTファイナンス株式会社無担保社債	1.476%	2034/03/17	0.3%
4	第24回キリンホールディングス株式会社無担保社債	1.318%	2033/10/26	0.3%
5	第454回中国電力株式会社社債	1.340%	2033/10/25	0.3%
6	第41回ソニーグループ株式会社無担保社債	1.001%	2034/03/07	0.3%
7	第83回三菱商事株式会社無担保社債	1.054%	2034/03/21	0.3%
8	第1回住友生命2023基金流動化株式会社無担保社債(劣後)	0.705%	2028/08/08	0.3%
9	第14回株式会社ブリヂストン無担保社債	0.375%	2029/04/19	0.3%
10	第33回株式会社三菱ケミカルホールディングス無担保社債	0.280%	2030/02/28	0.3%

※比率は、純資産総額に占める割合です。

年間収益率の推移

※ファンドにはベンチマークがありません。



※ファンドの収益率は、税引前分配金を再投資したものとして計算しています。
※当年は昨年末と基準日の騰落率です。

- ・最新の運用実績は、委託会社のホームページでご確認いただけます。
- ・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- a. 毎営業日にお申込みを受け付けます。
b. 申込方法には、収益分配金の受取方法によって、以下の2種類のコースがあります。

分配金受取りコース	分配金を受け取るコースです。
分配金再投資コース	分配金が税引き後、自動的に無手数料で再投資されるコースです。

- c. 販売会社やお申込みのコース等によって申込単位は異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。なお、分配金再投資コースにおける収益分配金の再投資に際しては、1口単位で取得することができます。
- d. 取得申込の受付は、原則として午後3時までに、販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。受付時間を過ぎてからのお申込みについては翌営業日受付の取扱いとなります。なお、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- e. 受益権の取得申込価額は以下の通りです。
取得申込受付日の基準価額
基準価額は原則として委託会社の毎営業日に算出され、販売会社または委託会社サービスデスクに問い合わせることにより知ることができます。
- 委託会社サービスデスク
東京海上アセットマネジメント サービスデスク
0120-712-016（営業日の9時～17時）
ホームページ
<https://www.tokiomarineam.co.jp/>
- f. 申込手数料は、前記「第1ファンドの状況 4手数料等及び税金 (1) 申込手数料」をご覧ください。
- g. 上記にかかわらず、取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます（本書において、同じ。）。）における取引の停止、その他やむを得ない事情が発生し、委託会社が追加設定を制限する措置を取った場合には、販売会社は、受益権の取得申込の受付を中止すること、および既に受け付けた取得申込の受付を取り消すことができます。
- h. 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関等への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関等への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関等の定める方法により、振替機関等へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。
- i. 定時定額購入サービスを選択した取得申込者は、販売会社との間で定時定額購入サービスに関する取り決めを行います。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

2【換金（解約）手続等】

- a. 受益者は、自己に帰属する受益権につき、一部解約の実行請求（解約請求）の方法によりご換金の請求を行うことができます。
- b. ご換金のお申込みは販売会社で受け付けます。なお、販売会社の買取りによるご換金の請求については、販売会社にお問い合わせください。
- c. 解約請求による換金のお申込みは、毎営業日に行うことができます。
- d. 解約単位は、販売会社やお申込みのコース等によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- e. 解約請求のお申込みの受付は、原則として午後3時までに、販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日受付としてお取り扱いします。なお、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- f. 解約時の価額（解約価額）は、解約請求受付日の基準価額とします。
- g. 解約価額は、原則として委託会社の毎営業日に算出され、販売会社または委託会社サービスデスクに問い合わせることにより知ることができます。
- h. 解約にかかる手数料はありません。
- i. 解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から、お支払いします。
- j. 委託会社は、取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよび既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日を解約請求受付日とする解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその請求を受け付けたものとして取扱います。
- k. 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。
- l. 受益者が解約の請求をするときは、振替受益権をもって行うものとし、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請が行われ、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

- a. 基準価額とは、受益権1口当たりの純資産価額（純資産総額を計算日における受益権総口数で除した金額）をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。
- b. 純資産総額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

＜主要投資対象資産の評価方法＞

対象	評価方法
マザーファンド 受益証券	原則として、当ファンドの基準価額計算日の基準価額で評価します。
公社債等	原則として、以下のいずれかの価額で評価します。 a. 日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値） b. 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く） c. 価格情報会社の提供する価額

- c. 基準価額は、原則として委託会社の毎営業日に算出され、販売会社または委託会社サービスデスクに問い合わせることにより知ることができます。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

原則として、2010年5月28日から無期限とします。ただし、後記「(5)その他 ①信託の終了（繰上償還）」に該当する場合には、信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

原則として、毎年3月24日から9月23日までおよび9月24日から翌年3月23日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日（※）を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。

（※）法令により、これと異なる日を計算期間の末日と定めている場合には、法令にしたがいます。

(5)【その他】

① 信託の終了（繰上償還）

- a. 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10億口を下ることとなったとき、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、上記a.の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c. 上記b.の書面決議において、受益者（委託会社および信託の信託財産に信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下c.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 上記b.の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

- e. 上記b. からd. までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記b. からd. までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。
- f. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- g. 上記f. の規定にかかわらず、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、信託は、「②信託約款の変更」b. の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- h. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「②信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
- i. 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、信託約款は「②信託約款の変更」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- b. 委託会社は、上記a. の事項（上記a. の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、上記a. の併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c. 上記b. の書面決議において、受益者（委託会社および信託の信託財産に信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下c. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 上記b. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 書面決議の効力は、信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f. 上記b. からe. までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g. 上記a. からf. までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

③ 関係会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間の募集・販売等の取扱いに関する契約は、当事者の別段の意思表示がない限り、1年ごとに自動更新されます。募集・販売等の取扱いに関する契約は、当事者間の合意により変更することができます。

④ 運用報告書

毎決算時および償還時に、委託会社が、期間中の運用経過のほか、信託財産の内容などを記載した交付運用報告書を作成します。交付運用報告書は、販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。

⑤ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、原則として電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ (<https://www.tokiomarineam.co.jp/>) に掲載します。

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

4 【受益者の権利等】

当ファンドの受益者の有する主な権利は以下の通りです。なお、議決権、受益者集会に関する権利は有しません。

① 収益分配金の請求権

収益分配金は、毎計算期間終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、お支払いします。ただし、受益者が収益分配金について、上記に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社より交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。なお、分配金再投資コースの収益分配金は、税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

② 償還金の請求権

償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した金額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合には当該償還日の翌営業日）から起算して5営業日まで）から、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）にお支払いします。ただし、受益者が償還金について、上記に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社より交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

③ 換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行請求の方法により、換金を請求することができます。詳細は上記「2 換金（解約）手続等」をご参照ください。

④ 買取請求権

一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は、6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月ごとに作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づいて、第29期計算期間(2024年3月26日から2024年9月24日まで)の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年11月22日

東京海上アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 奈良 将太郎

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている東京海上・円建て投資適格債券ファンド（年2回決算型）の2024年3月26日から2024年9月24日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京海上・円建て投資適格債券ファンド（年2回決算型）の2024年9月24日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、東京海上アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ

適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

東京海上アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

東京海上・円建て投資適格債券ファンド（年2回決算型）

(1) 【貸借対照表】

		第28期 [2024年 3月25日現在]	第29期 [2024年 9月24日現在]
区 分	注記 番号	金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
親投資信託受益証券		3,613,025,475	3,417,128,670
未収入金		31,361,163	25,930,336
流動資産合計		3,644,386,638	3,443,059,006
資産合計		3,644,386,638	3,443,059,006
負債の部			
流動負債			
未払解約金		20,247,702	15,768,322
未払受託者報酬		419,384	383,478
未払委託者報酬		10,484,481	9,586,887
その他未払費用		209,596	191,649
流動負債合計		31,361,163	25,930,336
負債合計		31,361,163	25,930,336
純資産の部			
元本等			
元本	※1	3,899,437,553	3,712,944,538
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（△）	※2	△286,412,078	△295,815,868
（分配準備積立金）		36,253,416	38,224,959
元本等合計		3,613,025,475	3,417,128,670
純資産合計		3,613,025,475	3,417,128,670
負債純資産合計		3,644,386,638	3,443,059,006

(2) 【損益及び剰余金計算書】

区 分	注記 番号	第28期 自 2023年 9月26日 至 2024年 3月25日	第29期 自 2024年 3月26日 至 2024年 9月24日
		金額 (円)	金額 (円)
営業収益			
有価証券売買等損益		27,818,553	△15,949,023
営業収益合計		27,818,553	△15,949,023
営業費用			
受託者報酬		419,384	383,478
委託者報酬		10,484,481	9,586,887
その他費用		209,596	191,649
営業費用合計		11,113,461	10,162,014
営業利益又は営業損失 (△)		16,705,092	△26,111,037
経常利益又は経常損失 (△)		16,705,092	△26,111,037
当期純利益又は当期純損失 (△)		16,705,092	△26,111,037
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額 又は一部解約に伴う当期純損失金額の分 配額 (△)		401,136	△3,572,036
期首剰余金又は期首欠損金 (△)		△341,282,206	△286,412,078
剰余金増加額又は欠損金減少額		42,131,719	16,941,986
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額		42,131,719	16,941,986
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額		—	—
剰余金減少額又は欠損金増加額		3,565,547	3,806,775
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額		—	—
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額		3,565,547	3,806,775
分配金	※1	—	—
期末剰余金又は期末欠損金 (△)		△286,412,078	△295,815,868

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第29期 自 2024年 3月26日 至 2024年 9月24日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価 額に基づいて評価しております。

2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	計算期間末日の取扱い 2024年3月23日及び2024年9月23日が休日のため、前計算期間末日を2024年3月25日とし、当計算期間末日を2024年9月24日としております。このため、当計算期間は183日となっております。
-------------------------	--

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第28期 自 2023年 9月26日 至 2024年 3月25日	第29期 自 2024年 3月26日 至 2024年 9月24日
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第28期 [2024年 3月25日現在]	第29期 [2024年 9月24日現在]
1. ※1 期首元本額	4,395,763,220円	3,899,437,553円
期中追加設定元本額	46,276,521円	43,930,567円
期中一部解約元本額	542,602,188円	230,423,582円
2. ※1 計算期間末日における受益権の総数	3,899,437,553口	3,712,944,538口
3. ※2 元本の欠損	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は286,412,078円であります。	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は295,815,868円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第28期 自 2023年 9月26日 至 2024年 3月25日	第29期 自 2024年 3月26日 至 2024年 9月24日
※1 分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（8,017,815円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（46,095,817円）及び分配準備積立金（28,235,601円）より、分配対象額は82,349,233円（1万口当たり211.17円）ですが、分配を行っておりません。	※1 分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（4,100,720円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（44,305,674円）及び分配準備積立金（34,124,239円）より、分配対象額は82,530,633円（1万口当たり222.26円）ですが、分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

区 分	第28期 自 2023年 9月26日 至 2024年 3月25日	第29期 自 2024年 3月26日 至 2024年 9月24日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。 法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。 これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。	同左

Ⅱ. 金融商品の時価等に関する事項

区 分	第28期 [2024年 3月25日現在]	第29期 [2024年 9月24日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はあります。	同左
2. 時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1) 有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

第28期 (自 2023年9月26日 至 2024年3月25日)

売買目的有価証券

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	39,909,339円
合計	39,909,339円

(注)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

第29期 (自 2024年3月26日 至 2024年9月24日)

売買目的有価証券

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	17,487,735円
合計	17,487,735円

(注)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(1口当たり情報に関する注記)

第28期 [2024年 3月25日現在]		第29期 [2024年 9月24日現在]	
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9266円 9,266円)	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9203円 9,203円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備 考
親投資信託 受益証券	東京海上・円建て投資適格債券マザー ファンド	2,914,644,038	3,417,128,670	
親投資信託受益証券 合計		2,914,644,038	3,417,128,670	
合計		2,914,644,038	3,417,128,670	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(ご参考)

当ファンドは、「東京海上・円建て投資適格債券マザーファンド」を主要な投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同ファンドの受益証券です。なお、同ファンドの状況は次のとおりです。

なお、以下に記載した情報は監査の対象ではありません。

「東京海上・円建て投資適格債券マザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

		[2024年 3月25日現在]	[2024年 9月24日現在]
区 分	注記 番号	金額 (円)	金額 (円)
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		5,743,882,875	5,259,902,134
国債証券		27,634,594,000	15,122,473,830
地方債証券		63,429,723,442	46,356,105,625
特殊債券		12,907,161,000	10,319,576,000
社債券		246,306,370,000	228,699,611,750
未収利息		619,689,743	625,888,200
流動資産合計		356,641,421,060	306,383,557,539
資産合計		356,641,421,060	306,383,557,539
負債の部			
流動負債			
未払解約金		2,331,048,017	1,789,823,651
流動負債合計		2,331,048,017	1,789,823,651
負債合計		2,331,048,017	1,789,823,651
純資産の部			
元本等			
元本	※1	301,057,046,544	259,802,067,131
剰余金			
剰余金又は欠損金 (△)		53,253,326,499	44,791,666,757
元本等合計		354,310,373,043	304,593,733,888
純資産合計		354,310,373,043	304,593,733,888
負債純資産合計		356,641,421,060	306,383,557,539

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	自 2024年 3月26日 至 2024年 9月24日
有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時 価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示す る価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社 の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値 （平均値）等で評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

自 2023年 9月26日 至 2024年 3月25日	自 2024年 3月26日 至 2024年 9月24日
本書における開示対象ファンドの当計算期間の財 務諸表の作成にあたって行った会計上の見積り が、本書における開示対象ファンドの翌計算期間 の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクを識別し ていないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

区 分	[2024年 3月25日現在]	[2024年 9月24日現在]
1. ※1 本書における開示対象ファンドの期首におけ る当該親投資信託の元本額	356,115,305,023円	301,057,046,544円
同期中における追加設定元本額	6,823,590,036円	10,671,355,258円
同期中における一部解約元本額	61,881,848,515円	51,926,334,671円
同期末における元本額	301,057,046,544円	259,802,067,131円
元本の内訳＊		
東京海上・円建て投資適格債券ファンド （毎月決算型）	14,249,381,164円	12,622,147,338円
東京海上・円建て投資適格債券ファンド （年2回決算型）	3,069,951,122円	2,914,644,038円
東京海上・円資産バランスファンド （毎月決算型）	193,515,829,916円	166,607,346,862円
東京海上・円資産バランスファンド （年1回決算型）	90,058,072,427円	77,545,333,368円
TMA債券バランスファンド ＜適格機関投資家限定＞	163,811,915円	112,595,525円
計	301,057,046,544円	259,802,067,131円
2. ※1 本書における開示対象ファンドの計算期間末 日における当該親投資信託の受益権の総数	301,057,046,544口	259,802,067,131口

(注) ＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

区 分	自 2023年 9月26日 至 2024年 3月25日	自 2024年 3月26日 至 2024年 9月24日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。 法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。 これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。	同左

Ⅱ. 金融商品の時価等に関する事項

区 分	[2024年 3月25日現在]	[2024年 9月24日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1) 有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

(自 2023年9月26日 至 2024年3月25日)

売買目的有価証券

種 類	当期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	34,491,000円
地方債証券	205,099,536円
特殊債券	101,227,000円
社債券	807,381,750円
合計	1,148,199,286円

(注1) 時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(注2) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの期末までの期間(2023年9月26日から2024年3月25日まで)を指しております。

(自 2024年3月26日 至 2024年9月24日)

売買目的有価証券

種 類	当期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	△306,503,170円
地方債証券	△548,727,875円
特殊債券	△22,913,000円
社債券	△231,857,500円
合計	△1,110,001,545円

(注1) 時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(注2) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの期末までの期間(2023年9月26日から2024年9月24日まで)を指しております。

(1口当たり情報に関する注記)

[2024年 3月25日現在]		[2024年 9月24日現在]	
1口当たり純資産額	1.1769円	1口当たり純資産額	1.1724円
(1万口当たり純資産額	11,769円)	(1万口当たり純資産額	11,724円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備 考
国債証券	第 2 5 回利付国債 (3 0 年)	100,000,000	113,985,000	
	第 2 6 回利付国債 (3 0 年)	100,000,000	115,152,000	
	第 2 7 回利付国債 (3 0 年)	200,000,000	232,476,000	
	第 2 8 回利付国債 (3 0 年)	300,000,000	348,492,000	
	第 2 9 回利付国債 (3 0 年)	100,000,000	114,714,000	
	第 3 0 回利付国債 (3 0 年)	300,000,000	339,456,000	
	第 3 1 回利付国債 (3 0 年)	200,000,000	222,996,000	
	第 3 2 回利付国債 (3 0 年)	300,000,000	337,791,000	
	第 3 3 回利付国債 (3 0 年)	500,000,000	540,600,000	
	第 3 4 回利付国債 (3 0 年)	500,000,000	553,565,000	
	第 3 5 回利付国債 (3 0 年)	500,000,000	537,110,000	
	第 3 6 回利付国債 (3 0 年)	500,000,000	534,995,000	
	第 3 7 回利付国債 (3 0 年)	500,000,000	526,090,000	
	第 3 8 回利付国債 (3 0 年)	500,000,000	516,100,000	
	第 3 9 回利付国債 (3 0 年)	500,000,000	522,750,000	
	第 1 5 9 回利付国債 (2 0 年)	200,000,000	189,112,000	

	第 1 6 3 回利付国債（20年）	300,000,000	278,802,000	
	第 1 6 4 回利付国債（20年）	200,000,000	182,588,000	
	第 1 6 5 回利付国債（20年）	200,000,000	181,670,000	
	第 1 6 6 回利付国債（20年）	200,000,000	185,908,000	
	第 1 6 7 回利付国債（20年）	500,000,000	449,515,000	
	第 1 6 8 回利付国債（20年）	400,000,000	352,472,000	
	第 1 6 9 回利付国債（20年）	400,000,000	345,200,000	
	第 1 7 0 回利付国債（20年）	400,000,000	343,156,000	
	第 1 7 1 回利付国債（20年）	500,000,000	426,645,000	
	第 1 7 2 回利付国債（20年）	600,000,000	517,398,000	
	第 1 7 3 回利付国債（20年）	500,000,000	428,890,000	
	第 1 8 0 回利付国債（20年）	700,000,000	620,949,000	
	第 1 8 1 回利付国債（20年）	700,000,000	629,265,000	
	第 1 8 2 回利付国債（20年）	700,000,000	648,844,000	
	第 1 8 3 回利付国債（20年）	700,000,000	679,756,000	
	第 1 8 4 回利付国債（20年）	700,000,000	644,098,000	
	第 1 8 5 回利付国債（20年）	700,000,000	641,690,000	
	第 1 8 6 回利付国債（20年）	700,000,000	684,817,000	
	第 2 7 回利付国債（物価連動・10年）	1,000,000,000	1,135,426,830	
	国債証券 合計	15,400,000,000	15,122,473,830	
地方債証券	第 6 回東京都公募公債（30年）	100,000,000	115,955,000	
	第 7 回東京都公募公債（30年）	100,000,000	114,715,000	
	第 3 5 回東京都公募公債（20年）	700,000,000	629,447,000	
	第 3 7 回東京都公募公債（20年）	800,000,000	682,048,000	
	平成30年度第9回北海道公募公債（20年）	300,000,000	273,663,000	
	令和元年度第4回北海道公募公債（20年）	700,000,000	598,395,000	
	令和元年度第9回北海道公募公債（20年）	200,000,000	166,680,000	
	第 3 7 回神奈川県公募公債（20年）	200,000,000	180,266,000	
	第 4 2 回神奈川県公募公債（20年）	500,000,000	426,210,000	
	第 5 2 回神奈川県公募公債（20年）	600,000,000	547,614,000	
	第 5 3 回神奈川県公募公債（20年）	800,000,000	821,384,000	
	第 1 7 回大阪府公募公債（20年）	200,000,000	182,758,000	
	第 2 4 回大阪府公募公債（20年）	300,000,000	284,667,000	

第 2 5 回大阪府公募公債（20 年）	500,000,000	499,000,000	
平成 2 6 年度第 5 回京都府公募公債（20 年）	400,000,000	419,588,000	
平成 3 0 年度第 5 回京都府公募公債（20 年）	200,000,000	182,962,000	
令和元年度第 5 回京都府公募公債（20 年）	400,000,000	334,092,000	
令和 5 年度第 4 回京都府公募公債（20 年）	300,000,000	281,703,000	
第 4 5 回兵庫県公募公債（20 年）	800,000,000	722,200,000	
第 4 6 回兵庫県公募公債（20 年）	300,000,000	304,281,000	
第 4 7 回兵庫県公募公債（20 年）	800,000,000	799,520,000	
第 2 回静岡県公募公債（30 年）	300,000,000	345,210,000	
第 1 9 回静岡県公募公債（20 年）	300,000,000	306,675,000	
第 2 8 回静岡県公募公債（20 年）	700,000,000	593,789,000	
第 3 5 回静岡県公募公債（20 年）	300,000,000	273,807,000	
平成 2 7 年度第 3 回愛知県公募公債（20 年）	300,000,000	303,174,000	
令和元年度第 5 回愛知県公募公債（20 年）	200,000,000	169,846,000	
令和 5 年度第 4 回愛知県公募公債（20 年）	600,000,000	541,704,000	
令和 6 年度第 4 回愛知県公募公債（20 年）	500,000,000	507,120,000	
平成 2 7 年度第 1 回広島県公募公債（20 年）	200,000,000	203,202,000	
平成 3 1 年度第 1 回広島県公募公債（20 年）	400,000,000	348,556,000	
令和元年度第 2 回広島県公募公債（20 年）	300,000,000	250,035,000	
令和 2 年度第 1 回広島県公募公債（20 年）	800,000,000	670,312,000	
令和 5 年度第 1 回広島県公募公債（20 年）	400,000,000	379,556,000	
第 1 5 回埼玉県公募公債（20 年）	200,000,000	203,518,000	
第 2 2 回埼玉県公募公債（20 年）	600,000,000	544,326,000	
第 2 3 回埼玉県公募公債（20 年）	100,000,000	90,481,000	
第 2 4 回埼玉県公募公債（20 年）	100,000,000	87,119,000	
第 2 5 回埼玉県公募公債（20 年）	450,000,000	380,146,500	
平成 2 6 年度第 4 回福岡県公募公債（20 年）	200,000,000	205,086,000	
令和元年度第 1 回福岡県公募公債（20 年）	600,000,000	511,002,000	

令和5年度第1回福岡県公募公債 (20年)	600,000,000	541,512,000	
令和5年度第2回福岡県公募公債 (20年)	300,000,000	273,546,000	
令和6年度第1回福岡県公募公債 (20年)	600,000,000	601,182,000	
令和6年度第2回福岡県公募公債 (20年)	800,000,000	796,304,000	
第24回千葉県公募公債(20年)	200,000,000	181,566,000	
第27回千葉県公募公債(20年)	600,000,000	503,406,000	
第33回千葉県公募公債(20年)	300,000,000	290,997,000	
第34回千葉県公募公債(20年)	700,000,000	681,751,000	
平成30年度第1回新潟県公募公債	200,000,000	182,722,000	
令和元年度第1回新潟県公募公債	600,000,000	501,138,000	
令和2年度第1回新潟県公募公債	800,000,000	678,928,000	
第10回群馬県公募公債(20年)	200,000,000	171,464,000	
第11回群馬県公募公債(20年)	400,000,000	339,692,000	
第14回群馬県公募公債(20年)	500,000,000	451,375,000	
第15回群馬県公募公債(20年)	400,000,000	405,708,000	
平成30年度第2回島根県公募公債	200,000,000	182,894,000	
令和元年度第2回島根県公募公債	200,000,000	166,690,000	
令和2年度第2回島根県公募公債	800,000,000	679,920,000	
令和5年度第1回島根県公募公債	300,000,000	285,051,000	
令和5年度第3回奈良県公募公債	300,000,000	284,937,000	
第18回大阪市公募公債(20年)	200,000,000	205,336,000	
第19回大阪市公募公債(20年)	600,000,000	607,932,000	
第3回名古屋市公募公債(30年)	100,000,000	114,991,000	
第6回名古屋市公募公債(30年)	100,000,000	113,361,000	
第22回名古屋市公募公債(20年)	500,000,000	435,565,000	
第27回名古屋市公募公債(20年)	500,000,000	453,220,000	
第29回名古屋市公募公債(20年)	600,000,000	596,490,000	
第17回京都市公募公債(20年)	400,000,000	365,180,000	
第18回京都市公募公債(20年)	400,000,000	340,536,000	
平成30年度第6回神戸市公募公債 (20年)	200,000,000	182,894,000	
令和元年度第6回神戸市公募公債 (20年)	400,000,000	333,380,000	
第30回横浜市公募公債(20年)	250,000,000	260,052,500	

第 3 1 回横浜市公募公債（20年）	300,000,000	305,310,000	
第 4 0 回横浜市公募公債（20年）	300,000,000	272,343,000	
第 4 8 回横浜市公募公債（20年）	700,000,000	632,184,000	
第 4 9 回横浜市公募公債（20年）	300,000,000	298,245,000	
令和 2 年度第 5 回札幌市公募公債（20年）	700,000,000	593,019,000	
令和 5 年度第 2 回札幌市公募公債（20年）	200,000,000	180,802,000	
令和 6 年度第 1 回札幌市公募公債（20年）	800,000,000	776,032,000	
第 2 7 回川崎市公募公債（20年）	300,000,000	272,343,000	
第 3 0 回川崎市公募公債（20年）	400,000,000	335,680,000	
第 3 3 回川崎市公募公債（20年）	400,000,000	340,824,000	
第 4 2 回川崎市公募公債（20年）	400,000,000	397,660,000	
第 1 7 回北九州市公募公債（20年）	100,000,000	105,676,000	
第 1 8 回北九州市公募公債（20年）	200,000,000	208,042,000	
第 1 9 回北九州市公募公債（20年）	600,000,000	617,538,000	
平成 3 1 年度第 3 回福岡市公募公債（20年）	600,000,000	522,792,000	
2 0 1 9 年度第 5 回福岡市公募公債（20年）	300,000,000	254,430,000	
2 0 1 9 年度第 7 回福岡市公募公債（20年）	500,000,000	420,595,000	
2 0 2 3 年度第 3 回福岡市公募公債（20年）	400,000,000	372,524,000	
平成 3 0 年度第 2 回広島市公募公債	400,000,000	364,796,000	
令和元年度第 2 回広島市公募公債	400,000,000	334,092,000	
令和元年度第 4 回広島市公募公債	400,000,000	340,508,000	
令和 2 年度第 2 回広島市公募公債	500,000,000	424,020,000	
平成 3 0 年度第 2 回仙台市公募公債	500,000,000	460,290,000	
令和 5 年度第 3 回千葉市公募公債	300,000,000	270,816,000	
令和 5 年度第 5 回千葉市公募公債	300,000,000	285,360,000	
令和 6 年度第 3 回千葉市公募公債	400,000,000	405,708,000	
平成 2 7 年度第 1 回福井県公募公債	400,000,000	410,128,000	
令和元年度第 1 回福井県公募公債	400,000,000	339,240,000	
令和 2 年度第 3 回福井県公募公債	600,000,000	510,738,000	
令和 5 年度第 4 回福井県公募公債	300,000,000	273,744,000	
第 5 回神奈川県住宅供給公社債券	600,000,000	543,138,000	
第 6 回神奈川県住宅供給公社債券	200,000,000	195,368,000	

	第 7 回神奈川県住宅供給公社債券	300,000,000	260,400,000	
	第 8 回地方公共団体金融機構債券 (30年)	200,000,000	228,744,000	
	第 80 回地方公共団体金融機構債券 (20年)	500,000,000	420,445,000	
	第 83 回地方公共団体金融機構債券 (20年)	400,000,000	337,812,000	
	第 106 回地方公共団体金融機構債券	400,000,000	361,520,000	
	第 107 回地方公共団体金融機構債券	400,000,000	381,900,000	
	第 108 回地方公共団体金融機構債券	300,000,000	289,857,000	
	第 111 回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	96,300,000	
	第 112 回地方公共団体金融機構債券	600,000,000	604,836,000	
	第 11 回広島県・広島市折半保証広島高速道路債券	300,000,000	279,963,000	
	第 12 回大阪府住宅供給公社債券	200,000,000	197,482,000	
	第 135 回愛知県・名古屋市折半保証名古屋高速道路債券	400,000,000	373,496,000	
	第 151 回愛知県・名古屋市折半保証名古屋高速道路債券	400,000,000	330,964,000	
	第 148 回福岡北九州高速道路債券	500,000,000	464,555,000	
	第 24 回東京都住宅供給公社債券	500,000,000	455,140,000	
	第 26 回東京都住宅供給公社債券	600,000,000	548,106,000	
	第 29 回東京都住宅供給公社債券	200,000,000	180,584,000	
	第 30 回東京都住宅供給公社債券	140,000,000	135,170,000	
	第 32 回東京都住宅供給公社債券	300,000,000	250,125,000	
	第 33 回東京都住宅供給公社債券	232,500,000	219,584,625	
	第 37 回東京都住宅供給公社債券	200,000,000	183,604,000	
	地方債証券 合計	50,372,500,000	46,356,105,625	
特殊債券	第 61 回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	117,689,000	
	第 233 回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	500,000,000	517,700,000	
	第 235 回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	500,000,000	513,080,000	
	第 239 回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	500,000,000	509,250,000	
	第 242 回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	500,000,000	511,725,000	

	第 2 4 5 回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	600,000,000	606,870,000	
	第 2 4 6 回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	300,000,000	306,039,000	
	第 2 5 0 回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	600,000,000	617,694,000	
	第 2 9 3 回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	500,000,000	458,810,000	
	第 2 9 6 回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	200,000,000	186,090,000	
	第 2 9 8 回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	500,000,000	466,125,000	
	第 3 0 1 回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	600,000,000	563,376,000	
	第 3 0 4 回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	700,000,000	666,064,000	
	第 3 0 7 回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	94,362,000	
	第 3 1 4 回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	600,000,000	558,234,000	
	第 3 1 6 回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	92,662,000	
	第 3 2 2 回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	600,000,000	553,644,000	
	第 3 2 5 回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	92,006,000	
	第 3 2 8 回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	600,000,000	553,560,000	
	第 3 5 8 回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	700,000,000	639,380,000	
	第 3 7 9 回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	400,000,000	350,376,000	
	第 2 2 回政府保証民間都市開発債券	800,000,000	665,520,000	
	第 2 3 回政府保証民間都市開発債券	800,000,000	679,320,000	
特殊債券	合計	10,900,000,000	10,319,576,000	
社債券	第 1 4 回新関西国際空港株式会社社債	600,000,000	611,826,000	
	第 1 6 回新関西国際空港株式会社社債	300,000,000	301,749,000	
	第 2 3 回新関西国際空港株式会社社債	500,000,000	435,920,000	
	第 1 1 3 回株式会社日本政策投資銀行無担保社債	400,000,000	334,616,000	
	第 1 2 5 回株式会社日本政策投資銀行無担保社債	400,000,000	335,776,000	

第 1 3 0 回株式会社日本政策投資銀行無担保社債	500,000,000	423,405,000	
第 1 4 7 回株式会社日本政策投資銀行無担保社債	200,000,000	164,698,000	
第 1 7 5 回株式会社日本政策投資銀行無担保社債	300,000,000	269,670,000	
第 3 4 回日本政策投資銀行債券	200,000,000	232,186,000	
第 4 回日本高速道路保有・債務返済機構債券	200,000,000	230,758,000	
第 3 1 3 回日本高速道路保有・債務返済機構債券	800,000,000	742,520,000	
第 3 1 8 回日本高速道路保有・債務返済機構債券	800,000,000	756,392,000	
第 3 2 7 回日本高速道路保有・債務返済機構債券	800,000,000	789,968,000	
第 3 3 2 回日本高速道路保有・債務返済機構債券	800,000,000	800,416,000	
第 1 2 8 回都市再生債券	200,000,000	181,898,000	
第 1 3 3 回都市再生債券	200,000,000	189,030,000	
第 1 5 6 回都市再生債券	400,000,000	339,916,000	
第 1 5 7 回都市再生債券	200,000,000	165,020,000	
第 1 6 0 回都市再生債券	600,000,000	503,676,000	
第 1 6 7 回都市再生債券	300,000,000	249,660,000	
第 1 9 6 回都市再生債券	300,000,000	300,159,000	
第 3 5 5 回一般担保住宅金融支援機構債券	300,000,000	269,100,000	
第 3 5 7 回一般担保住宅金融支援機構債券	800,000,000	742,496,000	
第 3 5 8 回一般担保住宅金融支援機構債券	400,000,000	386,260,000	
第 2 3 回成田国際空港株式会社社債	400,000,000	371,192,000	
第 2 5 回成田国際空港株式会社社債	300,000,000	273,015,000	
第 3 5 回成田国際空港株式会社社債	100,000,000	82,511,000	
第 3 7 回成田国際空港株式会社社債	300,000,000	251,463,000	
第 3 9 回成田国際空港株式会社社債	400,000,000	367,004,000	
第 4 1 回成田国際空港株式会社社債	600,000,000	507,120,000	
第 3 3 回国際協力機構債券	100,000,000	100,000,000	
第 5 4 回国際協力機構債券	600,000,000	505,236,000	
第 5 6 回国際協力機構債券	700,000,000	587,916,000	
第 7 7 回国際協力機構債券	900,000,000	847,629,000	
第 8 1 回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券	200,000,000	202,660,000	

第 9 9 回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券	500,000,000	470,795,000	
第 1 6 4 回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券	300,000,000	279,555,000	
第 1 回ミライト・ワン株式会社無担保社債	500,000,000	500,930,000	
第 3 回 I N P E X 株式会社無担保社債	600,000,000	573,480,000	
第 2 2 回株式会社大林組無担保社債	600,000,000	592,314,000	
第 2 7 回株式会社大林組無担保社債	300,000,000	301,335,000	
第 1 1 回株式会社長谷工コーポレーション無担保社債	700,000,000	693,098,000	
第 1 2 回株式会社長谷工コーポレーション無担保社債	300,000,000	292,578,000	
第 1 4 回株式会社長谷工コーポレーション無担保社債	300,000,000	292,347,000	
第 4 9 回鹿島建設株式会社無担保社債	400,000,000	400,932,000	
第 1 5 回西松建設株式会社無担保社債	400,000,000	400,840,000	
第 5 回住友林業株式会社無担保社債	400,000,000	394,976,000	
第 8 回住友林業株式会社無担保社債	500,000,000	491,380,000	
第 9 回住友林業株式会社無担保社債	500,000,000	486,535,000	
第 1 回株式会社日清製粉グループ本社無担保社債	600,000,000	583,212,000	
第 3 回パーソルホールディングス株式会社無担保社債	500,000,000	503,375,000	
第 1 6 回森永乳業株式会社無担保社債	200,000,000	197,438,000	
第 2 0 回森永乳業株式会社無担保社債	400,000,000	409,692,000	
第 1 回雪印メグミルク株式会社無担保社債	600,000,000	589,272,000	
第 1 2 回日本ハム株式会社無担保社債	600,000,000	589,230,000	
第 3 4 回サッポロホールディングス株式会社無担保社債	500,000,000	484,295,000	
第 2 2 回アサヒグループホールディングス株式会社無担保社債	400,000,000	397,336,000	
第 1 3 回麒麟ホールディングス株式会社無担保社債	800,000,000	777,912,000	
第 1 7 回麒麟ホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	97,398,000	

第24回麒麟ホールディングス株式会社無担保社債	1,000,000,000	1,016,990,000	
第10回サントリーホールディングス株式会社無担保社債	800,000,000	775,144,000	
第12回サントリーホールディングス株式会社無担保社債	600,000,000	587,544,000	
第3回コカ・コーラボトラーズジャパンホールディングス社債	600,000,000	583,626,000	
第12回日清オイリオグループ株式会社無担保社債	300,000,000	296,595,000	
第2回株式会社J-オイルミルズ無担保社債	600,000,000	594,036,000	
第35回双日株式会社無担保社債	300,000,000	296,808,000	
第25回味の素株式会社無担保社債	700,000,000	695,940,000	
第31回味の素株式会社無担保社債	300,000,000	300,573,000	
第32回味の素株式会社無担保社債	700,000,000	702,618,000	
第7回日鉄興和不動産株式会社無担保社債	500,000,000	503,840,000	
第7回中央日本土地建物グループ株式会社無担保社債	300,000,000	297,510,000	
第9回中央日本土地建物グループ株式会社無担保社債	500,000,000	499,780,000	
第14回ヒューリック株式会社無担保社債	600,000,000	601,044,000	
第43回東洋紡株式会社無担保社債	400,000,000	390,480,000	
第5回トヨタ紡織株式会社無担保社債	300,000,000	297,243,000	
第8回トヨタ紡織株式会社無担保社債	300,000,000	301,686,000	
第18回野村不動産ホールディングス株式会社無担保社債	300,000,000	302,034,000	
第27回森ビル株式会社無担保社債	200,000,000	201,404,000	
第19回株式会社セブン&アイ・ホールディングス無担保社債	700,000,000	707,161,000	
第36回東レ株式会社無担保社債	500,000,000	502,925,000	
第8回株式会社クラレ無担保社債	600,000,000	591,762,000	
第12回旭化成株式会社無担保社債	500,000,000	485,730,000	
第15回旭化成株式会社無担保社債	500,000,000	484,835,000	
第34回王子製紙株式会社無担保社債	200,000,000	198,118,000	
第35回王子製紙株式会社無担保社債	300,000,000	296,271,000	
第40回王子ホールディングス株式会社無担保社債	700,000,000	680,120,000	

第 2 5 回レンゴー株式会社無担保社債	200, 000, 000	196, 686, 000	
第 2 7 回レンゴー株式会社無担保社債	600, 000, 000	580, 194, 000	
第 3 2 回レンゴー株式会社無担保社債	200, 000, 000	199, 636, 000	
第 5 9 回住友化学株式会社無担保社債	100, 000, 000	97, 908, 000	
第 6 1 回住友化学株式会社無担保社債	400, 000, 000	388, 680, 000	
第 1 回日産化学株式会社無担保社債	200, 000, 000	200, 984, 000	
第 9 回株式会社クレハ無担保社債	100, 000, 000	100, 256, 000	
第 2 7 回株式会社トクヤマ無担保社債	300, 000, 000	301, 044, 000	
第 1 5 回イビデン株式会社無担保社債	400, 000, 000	400, 932, 000	
第 3 回エア・ウォーター株式会社無担保社債	400, 000, 000	394, 940, 000	
第 4 回エア・ウォーター株式会社無担保社債	600, 000, 000	591, 708, 000	
第 6 回エア・ウォーター株式会社無担保社債	400, 000, 000	389, 404, 000	
第 1 1 回エア・ウォーター株式会社無担保社債	500, 000, 000	488, 315, 000	
第 8 回株式会社カネカ無担保社債	200, 000, 000	193, 906, 000	
第 2 3 回三菱瓦斯化学株式会社無担保社債	400, 000, 000	385, 768, 000	
第 4 6 回三井化学株式会社無担保社債	100, 000, 000	99, 225, 000	
第 5 0 回三井化学株式会社無担保社債	500, 000, 000	485, 085, 000	
第 2 6 回株式会社三菱ケミカルホールディングス無担保社債	600, 000, 000	590, 142, 000	
第 3 3 回株式会社三菱ケミカルホールディングス無担保社債	1, 000, 000, 000	965, 440, 000	
第 1 7 回ダイセル化学工業株式会社無担保社債	200, 000, 000	194, 450, 000	
第 7 回積水化学工業株式会社無担保社債	300, 000, 000	291, 810, 000	
第 4 回株式会社野村総合研究所無担保社債	600, 000, 000	592, 572, 000	
第 6 回株式会社野村総合研究所無担保社債	500, 000, 000	485, 580, 000	
第 1 4 回株式会社野村総合研究所無担保社債	200, 000, 000	200, 686, 000	

第3回株式会社電通無担保社債	700,000,000	691,180,000	
第16回武田薬品工業株式会社無担保社債	400,000,000	382,132,000	
第4回アステラス製薬株式会社無担保社債	500,000,000	497,065,000	
第5回アステラス製薬株式会社無担保社債	300,000,000	301,128,000	
第2回株式会社ツムラ無担保社債	600,000,000	594,234,000	
第11回テルモ株式会社無担保社債	400,000,000	400,792,000	
第3回大塚ホールディングス株式会社無担保社債	700,000,000	688,660,000	
第4回大塚ホールディングス株式会社無担保社債	300,000,000	300,552,000	
第10回関西ペイント株式会社無担保社債	200,000,000	200,522,000	
第11回関西ペイント株式会社無担保社債	300,000,000	302,604,000	
第15回株式会社オリエントランド無担保社債	700,000,000	687,456,000	
第22回株式会社オリエントランド無担保社債	400,000,000	400,568,000	
第24回株式会社オリエントランド無担保社債	700,000,000	704,130,000	
第20回富士フイルムホールディングス株式会社無担保社債	200,000,000	200,158,000	
第21回富士フイルムホールディングス株式会社無担保社債	400,000,000	402,360,000	
第22回富士フイルムホールディングス株式会社無担保社債	700,000,000	709,044,000	
第23回富士フイルムホールディングス株式会社無担保社債	500,000,000	510,765,000	
第4回E N E O S ホールディングス株式会社無担保社債	400,000,000	390,432,000	
第2回インフロニアHD株式会社無担保社債	500,000,000	500,920,000	
第3回インフロニアHD株式会社無担保社債	500,000,000	501,640,000	
第16回横浜ゴム株式会社無担保社債	800,000,000	771,224,000	
第14回株式会社ブリヂストン無担保社債	1,000,000,000	982,530,000	
第3回A G C 株式会社無担保社債	400,000,000	400,952,000	
第9回日本特殊陶業株式会社無担保社債	800,000,000	789,216,000	

第 1 1 回日本特殊陶業株式会社無担保社債	500,000,000	487,335,000	
第 3 回日本製鉄株式会社無担保社債	700,000,000	681,625,000	
第 2 9 回ジェイエフイーホールディングス株式会社無担保社債	600,000,000	587,184,000	
第 3 8 回ジェイエフイーホールディングス株式会社無担保社債	400,000,000	402,720,000	
第 3 2 回住友金属鉱山株式会社無担保社債	600,000,000	579,846,000	
第 1 回住友生命 2 0 2 3 基金流動化株式会社無担保社債（劣後）	1,000,000,000	988,930,000	
第 1 4 回三和ホールディングス株式会社無担保社債	600,000,000	581,502,000	
第 5 回日本郵政株式会社社債	500,000,000	503,305,000	
第 1 7 回株式会社小松製作所無担保社債	400,000,000	400,408,000	
第 1 8 回株式会社小松製作所無担保社債	500,000,000	503,440,000	
第 6 回住友重機械工業株式会社無担保社債	400,000,000	388,972,000	
第 1 5 回株式会社クボタ無担保社債	600,000,000	579,522,000	
第 2 4 回ダイキン工業株式会社無担保社債	400,000,000	387,500,000	
第 2 7 回ダイキン工業株式会社無担保社債	300,000,000	289,533,000	
第 3 2 回ダイキン工業株式会社無担保社債	500,000,000	507,175,000	
第 6 回株式会社タダノ無担保社債	400,000,000	394,960,000	
第 3 回グローリー株式会社無担保社債	500,000,000	501,315,000	
第 4 7 回日本精工株式会社無担保社債	300,000,000	296,727,000	
第 5 7 回日本精工株式会社無担保社債	200,000,000	198,170,000	
第 5 8 回日本精工株式会社無担保社債	100,000,000	100,233,000	
第 7 回株式会社ジェイテクト無担保社債	400,000,000	394,640,000	
第 9 回株式会社ジェイテクト無担保社債	500,000,000	485,385,000	
第 2 3 回株式会社日立製作所無担保社債	200,000,000	200,064,000	
第 3 2 回富士電機株式会社無担保社債	100,000,000	100,547,000	

第3回株式会社ジーエス・ユアサ コーポレーション無担保社債	100,000,000	100,187,000	
第63回日本電気株式会社無担保社債	400,000,000	385,540,000	
第64回日本電気株式会社無担保社債	500,000,000	503,415,000	
第65回日本電気株式会社無担保社債	200,000,000	205,062,000	
第22回セイコーエプソン株式会社 無担保社債	300,000,000	290,883,000	
第19回パナソニック株式会社無担 保社債	600,000,000	583,362,000	
第24回パナソニック株式会社無担 保社債	700,000,000	696,955,000	
第36回ソニー株式会社無担保社債	700,000,000	683,375,000	
第41回ソニーグループ株式会社無 担保社債	1,000,000,000	992,020,000	
第7回TDK株式会社無担保社債	600,000,000	582,948,000	
第5回株式会社堀場製作所無担保社 債	500,000,000	494,170,000	
第6回株式会社堀場製作所無担保社 債	600,000,000	581,274,000	
第44回三菱重工業株式会社無担保 社債	400,000,000	400,952,000	
第30回J A三井リース株式会社無 担保社債	500,000,000	503,195,000	
第31回J A三井リース株式会社無 担保社債	300,000,000	300,768,000	
第7回コンコルディア・フィナン シャルグループ（劣後）	500,000,000	497,695,000	
第32回マツダ株式会社無担保社債	400,000,000	403,444,000	
第7回株式会社ヤマハ発動機無担保 社債	300,000,000	300,579,000	
第1回日本生命2021基金流動化 株式会社無担保社債（劣後）	200,000,000	198,150,000	
第4回大日本印刷株式会社無担保社 債	800,000,000	781,592,000	
第5回株式会社ニフコ無担保社債	500,000,000	491,795,000	
第6回株式会社ニフコ無担保社債	700,000,000	677,600,000	
第17回株式会社岡村製作所無担保 社債	400,000,000	403,440,000	
第80回伊藤忠商事株式会社無担保 社債	500,000,000	499,410,000	
第7回長瀬産業株式会社無担保社債	600,000,000	580,188,000	

第 8 回長瀬産業株式会社無担保社債	400, 000, 000	384, 164, 000	
第 6 3 回三井物産株式会社無担保社債	200, 000, 000	208, 824, 000	
第 7 3 回三井物産株式会社無担保社債	500, 000, 000	489, 020, 000	
第 7 5 回三井物産株式会社無担保社債	300, 000, 000	291, 591, 000	
第 8 3 回三菱商事株式会社無担保社債	1, 000, 000, 000	992, 090, 000	
第 7 回岩谷産業株式会社無担保社債	400, 000, 000	400, 744, 000	
第 3 回稲畑産業株式会社無担保社債	300, 000, 000	302, 559, 000	
第 1 0 2 回株式会社クレディセゾン 無担保社債	500, 000, 000	499, 970, 000	
第 1 0 5 回株式会社クレディセゾン 無担保社債	300, 000, 000	300, 669, 000	
第 2 6 回イオン株式会社無担保社債	400, 000, 000	402, 680, 000	
第 3 6 回株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（劣後）	700, 000, 000	706, 874, 000	
第 3 7 回株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（劣後）	900, 000, 000	898, 551, 000	
第 2 回株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（劣後）	400, 000, 000	395, 040, 000	
第 3 回株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（劣後）	600, 000, 000	563, 724, 000	
第 7 回株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（劣後）	200, 000, 000	201, 268, 000	
第 7 回株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	700, 000, 000	666, 764, 000	
第 3 回三井住友トラスト・ホールディングス無担保社債（劣後）	430, 000, 000	427, 781, 200	
第 6 回三井住友トラスト・ホールディングス無担保社債（劣後）	800, 000, 000	788, 472, 000	
第 1 5 回三井住友トラスト・ホールディングス無担保社債（劣後）	600, 000, 000	597, 744, 000	
第 1 6 回三井住友トラスト・ホールディングス無担保社債（劣後）	900, 000, 000	885, 636, 000	
第 2 3 回三井住友トラスト・ホールディングス無担保社債（劣後）	300, 000, 000	300, 480, 000	
第 4 回三井住友トラスト・ホールディングス無担保社債（劣後）	725, 000, 000	717, 264, 250	
第 2 3 回株式会社三菱東京UFJ銀行無担保社債（劣後特約付）	600, 000, 000	650, 136, 000	
第 2 4 回株式会社三菱東京UFJ銀行無担保社債（劣後特約付）	400, 000, 000	422, 412, 000	

第26回株式会社三菱東京UFJ銀行無担保社債（劣後特約付）	200,000,000	202,288,000	
第29回株式会社三菱東京UFJ銀行無担保社債（劣後特約付）	100,000,000	101,561,000	
第33回株式会社三菱東京UFJ銀行無担保社債（劣後特約付）	100,000,000	102,002,000	
第4回株式会社三井住友フィナンシャルグループ（劣後）	800,000,000	801,424,000	
第7回株式会社三井住友フィナンシャルグループ（劣後）	480,000,000	480,000,000	
第9回株式会社三井住友フィナンシャルグループ（劣後）	240,000,000	237,676,800	
第13回株式会社三井住友フィナンシャルグループ（劣後）	130,000,000	128,742,900	
第14回株式会社三井住友フィナンシャルグループ（劣後）	710,000,000	697,120,600	
第6回株式会社三井住友フィナンシャルグループ	800,000,000	780,336,000	
第9回株式会社りそな銀行無担保社債（劣後特約付）	500,000,000	513,285,000	
第12回株式会社りそな銀行無担保社債（劣後特約付）	800,000,000	823,776,000	
第5回株式会社群馬銀行無担保社債（劣後）	800,000,000	799,144,000	
第6回株式会社群馬銀行無担保社債（劣後）	800,000,000	788,904,000	
第7回株式会社群馬銀行無担保社債（劣後）	300,000,000	296,586,000	
第8回三菱UFJ信託銀行株式会社無担保社債（劣後特約付）	100,000,000	101,077,000	
第6回住友信託銀行株式会社無担保社債（劣後特約付）	600,000,000	616,014,000	
第8回住友信託銀行株式会社無担保社債（劣後特約付）	400,000,000	413,868,000	
第13回住友信託銀行株式会社無担保社債（劣後特約付）	300,000,000	306,240,000	
第29回三井住友信託銀行株式会社無担保社債	200,000,000	201,318,000	
第12回株式会社セブン銀行無担保社債	500,000,000	494,695,000	
第23回株式会社みずほフィナンシャルグループ無担保社債（劣後）	500,000,000	488,050,000	
第28回株式会社みずほフィナンシャルグループ無担保社債（劣後）	1,200,000,000	1,190,772,000	

第29回株式会社みずほフィナンシャルグループ無担保社債（劣後	500,000,000	495,450,000	
第30回株式会社みずほフィナンシャルグループ無担保社債（劣後	500,000,000	510,145,000	
第31回株式会社みずほフィナンシャルグループ無担保社債（劣後	700,000,000	701,113,000	
第25回株式会社三井住友銀行無担保社債（劣後特約付）	500,000,000	509,890,000	
第28回株式会社三井住友銀行無担保社債（劣後特約付）	600,000,000	614,592,000	
第5回株式会社みずほ銀行無担保社債（劣後特約付）	100,000,000	101,962,000	
第7回株式会社みずほ銀行無担保社債（劣後特約付）	200,000,000	207,454,000	
第9回株式会社みずほ銀行無担保社債（劣後特約付）	500,000,000	518,135,000	
第15回株式会社みずほ銀行無担保社債（劣後特約付）	200,000,000	217,328,000	
第18回株式会社みずほ銀行無担保社債（劣後特約付）	400,000,000	408,156,000	
第41回芙蓉総合リース株式会社無担保社債	400,000,000	400,260,000	
第24回みずほリース株式会社無担保社債	500,000,000	498,200,000	
第3回N T Tファイナンス株式会社無担保社債	600,000,000	583,998,000	
第5回N T Tファイナンス株式会社無担保社債	600,000,000	577,698,000	
第30回N T Tファイナンス株式会社無担保社債	800,000,000	806,600,000	
第34回N T Tファイナンス株式会社無担保社債	1,000,000,000	1,026,780,000	
第87回株式会社ホンダファイナンス無担保社債	400,000,000	402,488,000	
第88回株式会社ホンダファイナンス無担保社債	600,000,000	600,678,000	
第27回S B Iホールディングス株式会社無担保社債	200,000,000	200,030,000	
第44回リコーリース株式会社無担保社債	400,000,000	401,664,000	
第11回イオンフィナンシャルサービス株式会社無担保社債	200,000,000	199,820,000	
第9回イオンフィナンシャルサービス株式会社無担保社債	700,000,000	693,112,000	

第４１回株式会社ジャックス無担保社債	300,000,000	302,583,000	
第３２回株式会社オリエントコーポレーション無担保社債	800,000,000	755,048,000	
第３８回株式会社オリエントコーポレーション無担保社債	500,000,000	502,230,000	
第２１７回オリックス株式会社無担保社債	600,000,000	596,262,000	
第２０回三井住友ファイナンス&リース株式会社無担保社債	600,000,000	592,302,000	
第４５回三井住友ファイナンス&リース株式会社無担保社債	400,000,000	401,704,000	
第３回三菱ＨＣキャピタル株式会社無担保社債	600,000,000	570,780,000	
第５回野村ホールディングス無担保社債	800,000,000	793,736,000	
第７回三井住友海上火災保険株式会社無担保社債	200,000,000	197,896,000	
第２回損害保険ジャパン株式会社無担保社債	300,000,000	290,034,000	
第４２回三井不動産株式会社無担保社債	100,000,000	108,661,000	
第４８回三井不動産株式会社無担保社債	100,000,000	107,766,000	
第６７回三井不動産株式会社無担保社債	100,000,000	98,238,000	
第８３回三井不動産株式会社無担保社債	700,000,000	683,536,000	
第８４回三井不動産株式会社無担保社債	300,000,000	298,056,000	
第８７回三井不動産株式会社無担保社債	800,000,000	810,736,000	
第６５回三菱地所株式会社無担保社債	200,000,000	215,762,000	
第８３回三菱地所株式会社無担保社債	200,000,000	210,268,000	
第８６回三菱地所株式会社無担保社債	300,000,000	316,350,000	
第１３０回三菱地所株式会社無担保社債	700,000,000	682,479,000	
第１１１回住友不動産株式会社無担保社債	500,000,000	496,970,000	
第８回ＮＴＴファイナンス株式会社無担保社債	300,000,000	322,242,000	

第 1 1 1 回東武鉄道株式会社無担保社債	200,000,000	194,768,000	
第 1 1 2 回東武鉄道株式会社無担保社債	500,000,000	455,035,000	
第 1 1 6 回東武鉄道株式会社無担保社債	900,000,000	805,734,000	
第 1 1 9 回東武鉄道株式会社無担保社債	500,000,000	439,565,000	
第 1 2 1 回東武鉄道株式会社無担保社債	800,000,000	673,368,000	
第 1 2 3 回東武鉄道株式会社無担保社債	700,000,000	592,711,000	
第 1 3 5 回東武鉄道株式会社無担保社債	100,000,000	100,685,000	
第 3 6 回相鉄ホールディングス株式会社無担保社債	700,000,000	682,724,000	
第 3 7 回相鉄ホールディングス株式会社無担保社債	700,000,000	672,875,000	
第 3 8 回相鉄ホールディングス株式会社無担保社債	400,000,000	384,724,000	
第 4 0 回相鉄ホールディングス株式会社無担保社債	400,000,000	374,536,000	
第 4 1 回相鉄ホールディングス株式会社無担保社債	700,000,000	590,793,000	
第 4 5 回相鉄ホールディングス株式会社無担保社債	600,000,000	599,580,000	
第 1 回東急株式会社無担保社債	800,000,000	663,432,000	
第 4 回東急株式会社無担保社債	600,000,000	512,706,000	
第 8 0 回東京急行電鉄株式会社無担保社債	200,000,000	204,344,000	
第 8 2 回東京急行電鉄株式会社無担保社債	600,000,000	612,150,000	
第 8 3 回東京急行電鉄株式会社無担保社債	100,000,000	97,608,000	
第 8 4 回東京急行電鉄株式会社無担保社債	100,000,000	91,871,000	
第 8 5 回東京急行電鉄株式会社無担保社債	600,000,000	553,452,000	
第 8 8 回東京急行電鉄株式会社無担保社債	700,000,000	621,768,000	
第 4 0 回京浜急行電鉄株式会社無担保社債	300,000,000	276,045,000	
第 4 1 回京浜急行電鉄株式会社無担保社債	700,000,000	633,402,000	

第 4 2 回京浜急行電鉄株式会社無担保社債	700,000,000	628,621,000	
第 4 3 回京浜急行電鉄株式会社無担保社債	800,000,000	700,304,000	
第 4 4 回京浜急行電鉄株式会社無担保社債	600,000,000	501,294,000	
第 4 5 回京浜急行電鉄株式会社無担保社債	600,000,000	507,516,000	
第 7 2 回小田急電鉄株式会社無担保社債	500,000,000	455,340,000	
第 7 4 回小田急電鉄株式会社無担保社債	700,000,000	636,594,000	
第 7 7 回小田急電鉄株式会社無担保社債	600,000,000	539,340,000	
第 8 0 回小田急電鉄株式会社無担保社債	500,000,000	445,465,000	
第 8 1 回小田急電鉄株式会社無担保社債	300,000,000	295,290,000	
第 8 4 回小田急電鉄株式会社無担保社債	600,000,000	511,272,000	
第 8 8 回小田急電鉄株式会社無担保社債	800,000,000	681,920,000	
第 2 6 回京王電鉄株式会社無担保社債	100,000,000	105,460,000	
第 3 5 回京王電鉄株式会社無担保社債	100,000,000	98,245,000	
第 3 6 回京王電鉄株式会社無担保社債	500,000,000	495,625,000	
第 3 7 回京王電鉄株式会社無担保社債	600,000,000	544,548,000	
第 3 9 回京王電鉄株式会社無担保社債	500,000,000	450,630,000	
第 4 2 回京王電鉄株式会社無担保社債	400,000,000	341,720,000	
第 5 0 回京成電鉄株式会社無担保社債	600,000,000	582,534,000	
第 5 2 回京成電鉄株式会社無担保社債	600,000,000	535,890,000	
第 5 3 回京成電鉄株式会社無担保社債	1,000,000,000	877,180,000	
第 5 4 回京成電鉄株式会社無担保社債	400,000,000	338,336,000	
第 5 7 回京成電鉄株式会社無担保社債	400,000,000	335,224,000	

第 7 3 回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債	100,000,000	108,086,000	
第 8 6 回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債	300,000,000	319,023,000	
第 9 1 回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債	300,000,000	319,458,000	
第 1 0 3 回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債	400,000,000	413,944,000	
第 1 0 6 回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債	100,000,000	97,913,000	
第 1 2 0 回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債	500,000,000	459,755,000	
第 1 4 3 回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債	800,000,000	668,720,000	
第 1 9 8 回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債	200,000,000	188,124,000	
第 2 0 0 回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債	700,000,000	720,160,000	
第 2 8 回西日本旅客鉄道株式会社無担保社債	800,000,000	861,184,000	
第 3 6 回西日本旅客鉄道株式会社無担保社債	200,000,000	207,996,000	
第 3 8 回西日本旅客鉄道株式会社無担保社債	400,000,000	404,004,000	
第 4 0 回西日本旅客鉄道株式会社無担保社債	400,000,000	398,512,000	
第 6 1 回西日本旅客鉄道株式会社無担保社債	800,000,000	679,048,000	
第 3 7 回東海旅客鉄道株式会社無担保普通社債	200,000,000	212,726,000	
第 6 5 回東海旅客鉄道株式会社無担保普通社債	500,000,000	532,725,000	
第 6 9 回東海旅客鉄道株式会社無担保普通社債	600,000,000	620,658,000	
第 7 0 回東海旅客鉄道株式会社無担保普通社債	100,000,000	103,089,000	
第 7 2 回東海旅客鉄道株式会社無担保普通社債	700,000,000	712,334,000	
第 7 3 回東海旅客鉄道株式会社無担保普通社債	400,000,000	393,048,000	
第 7 5 回東海旅客鉄道株式会社無担保普通社債	100,000,000	99,832,000	
第 7 6 回東海旅客鉄道株式会社無担保普通社債	100,000,000	100,739,000	

第 8 9 回東海旅客鉄道株式会社無担保普通社債	300,000,000	304,242,000	
第 1 3 回東京地下鉄株式会社社債	100,000,000	106,117,000	
第 1 4 回東京地下鉄株式会社社債	100,000,000	106,425,000	
第 1 6 回東京地下鉄株式会社社債	300,000,000	283,254,000	
第 1 8 回東京地下鉄株式会社社債	700,000,000	625,205,000	
第 2 3 回東京地下鉄株式会社社債	400,000,000	364,380,000	
第 2 6 回東京地下鉄株式会社社債	600,000,000	541,500,000	
第 2 9 回東京地下鉄株式会社社債	100,000,000	89,124,000	
第 3 8 回東京地下鉄株式会社社債	600,000,000	500,778,000	
第 4 9 回東京地下鉄株式会社社債	300,000,000	250,329,000	
第 6 2 回東京地下鉄株式会社社債	400,000,000	381,656,000	
第 1 回株式会社西武ホールディングス無担保社債	600,000,000	579,954,000	
第 2 回株式会社西武ホールディングス無担保社債	500,000,000	475,055,000	
第 3 回株式会社西武ホールディングス無担保社債	700,000,000	685,965,000	
第 4 5 回西日本鉄道株式会社無担保社債	700,000,000	692,692,000	
第 4 6 回西日本鉄道株式会社無担保社債	400,000,000	363,284,000	
第 4 7 回西日本鉄道株式会社無担保社債	700,000,000	645,162,000	
第 4 8 回西日本鉄道株式会社無担保社債	500,000,000	449,995,000	
第 5 1 回西日本鉄道株式会社無担保社債	300,000,000	255,639,000	
第 5 6 回西日本鉄道株式会社無担保社債	500,000,000	495,885,000	
第 9 9 回近鉄グループホールディングス株式会社無担保社債	500,000,000	485,420,000	
第 1 0 2 回近鉄グループホールディングス株式会社無担保社債	700,000,000	670,565,000	
第 1 0 6 回近鉄グループホールディングス株式会社無担保社債	700,000,000	691,866,000	
第 1 1 1 回近鉄グループホールディングス株式会社無担保社債	700,000,000	607,684,000	
第 1 1 2 回近鉄グループホールディングス株式会社無担保社債	300,000,000	292,320,000	
第 1 1 7 回近鉄グループホールディングス株式会社無担保社債	900,000,000	749,061,000	
第 4 7 回阪急阪神ホールディングス株式会社無担保社債	500,000,000	511,170,000	

第４９回阪急阪神ホールディングス株式会社無担保社債	800,000,000	740,776,000	
第５１回阪急阪神ホールディングス株式会社無担保社債	700,000,000	624,477,000	
第５４回阪急阪神ホールディングス株式会社無担保社債	800,000,000	658,624,000	
第６９回阪急阪神ホールディングス株式会社無担保社債	400,000,000	402,164,000	
第４０回南海電気鉄道株式会社無担保社債	400,000,000	395,568,000	
第４１回南海電気鉄道株式会社無担保社債	400,000,000	390,308,000	
第４２回南海電気鉄道株式会社無担保社債	300,000,000	290,145,000	
第４３回南海電気鉄道株式会社無担保社債	700,000,000	633,710,000	
第４４回南海電気鉄道株式会社無担保社債	800,000,000	711,448,000	
第４５回南海電気鉄道株式会社無担保社債	700,000,000	676,130,000	
第４６回南海電気鉄道株式会社無担保社債	500,000,000	416,875,000	
第５２回南海電気鉄道株式会社無担保社債	300,000,000	301,794,000	
第３０回京阪ホールディングス株式会社無担保社債	700,000,000	611,261,000	
第３１回京阪ホールディングス株式会社無担保社債	200,000,000	197,264,000	
第３２回京阪ホールディングス株式会社無担保社債	700,000,000	580,853,000	
第３８回京阪ホールディングス株式会社無担保社債	400,000,000	400,844,000	
第５２回名古屋鉄道株式会社無担保社債	600,000,000	551,112,000	
第５３回名古屋鉄道株式会社無担保社債	300,000,000	285,888,000	
第５４回名古屋鉄道株式会社無担保社債	700,000,000	637,595,000	
第５５回名古屋鉄道株式会社無担保社債	400,000,000	359,880,000	
第５６回名古屋鉄道株式会社無担保社債	300,000,000	265,707,000	
第５７回名古屋鉄道株式会社無担保社債	500,000,000	446,480,000	

第 5 8 回名古屋鉄道株式会社無担保社債	500,000,000	432,125,000	
第 5 9 回名古屋鉄道株式会社無担保社債	400,000,000	332,684,000	
第 6 3 回名古屋鉄道株式会社無担保社債	300,000,000	249,348,000	
第 7 0 回名古屋鉄道株式会社無担保社債	500,000,000	489,940,000	
第 1 回株式会社日新無担保社債	200,000,000	200,250,000	
第 7 回ニッコンホールディングス株式会社無担保社債	300,000,000	290,952,000	
第 9 回ニッコンホールディングス株式会社無担保社債	800,000,000	775,840,000	
第 1 1 回ニッコンホールディングス株式会社無担保社債	200,000,000	200,738,000	
第 2 回横浜高速鉄道株式会社無担保社債	200,000,000	198,672,000	
第 3 回横浜高速鉄道株式会社無担保社債	400,000,000	394,748,000	
第 4 回横浜高速鉄道株式会社無担保社債	700,000,000	688,688,000	
第 5 回横浜高速鉄道株式会社無担保社債	200,000,000	194,026,000	
第 6 回横浜高速鉄道株式会社無担保社債	300,000,000	291,618,000	
第 8 回横浜高速鉄道株式会社無担保社債	200,000,000	194,826,000	
第 1 0 回横浜高速鉄道株式会社無担保社債	200,000,000	204,294,000	
第 1 回九州旅客鉄道株式会社無担保社債	600,000,000	588,594,000	
第 6 回九州旅客鉄道株式会社無担保社債	400,000,000	388,472,000	
第 7 回九州旅客鉄道株式会社無担保社債	500,000,000	423,655,000	
第 1 0 回九州旅客鉄道株式会社無担保社債	300,000,000	242,679,000	
第 1 9 回九州旅客鉄道株式会社無担保社債	600,000,000	608,454,000	
第 1 回東京臨海高速鉄道株式会社無担保社債	500,000,000	483,280,000	
第 2 回東京臨海高速鉄道株式会社無担保社債	400,000,000	380,684,000	
第 2 回 N I P P O N E X P R E S S ホールディングス株式会社	300,000,000	298,917,000	

第 2 回日本貨物鉄道株式会社社債	300,000,000	255,243,000	
第 4 回日本貨物鉄道株式会社社債	100,000,000	91,170,000	
第 6 回日本貨物鉄道株式会社社債	600,000,000	597,738,000	
第 1 回日本航空株式会社無担保社債	700,000,000	692,657,000	
第 3 回日本航空株式会社無担保社債	500,000,000	487,410,000	
第 7 回日本航空株式会社無担保社債	800,000,000	765,184,000	
第 1 7 回三菱倉庫株式会社無担保社債	500,000,000	494,840,000	
第 1 8 回三菱倉庫株式会社無担保社債	500,000,000	483,605,000	
第 1 9 回三菱倉庫株式会社無担保社債	400,000,000	334,936,000	
第 2 0 回三菱倉庫株式会社無担保社債	100,000,000	99,725,000	
第 6 回株式会社住友倉庫無担保社債	700,000,000	624,246,000	
第 8 回株式会社住友倉庫無担保社債	300,000,000	290,181,000	
第 1 0 回株式会社住友倉庫無担保社債	300,000,000	287,934,000	
第 2 5 回 K D D I 株式会社無担保社債	400,000,000	393,688,000	
第 3 3 回 K D D I 株式会社無担保社債	300,000,000	301,827,000	
第 3 5 回 K D D I 株式会社無担保社債	600,000,000	613,878,000	
第 1 3 回ソフトバンク無担保社債	800,000,000	754,112,000	
第 1 6 回ソフトバンク無担保社債	700,000,000	656,698,000	
第 1 7 回ソフトバンク無担保社債	700,000,000	682,024,000	
第 1 8 回ソフトバンク無担保社債	600,000,000	564,690,000	
第 2 3 回ソフトバンク無担保社債	700,000,000	682,731,000	
第 5 3 0 回中部電力株式会社社債	200,000,000	195,590,000	
第 5 5 4 回中部電力株式会社社債	100,000,000	96,396,000	
第 5 5 6 回中部電力株式会社社債	800,000,000	774,080,000	
第 5 6 6 回中部電力株式会社社債	600,000,000	592,572,000	
第 5 6 8 回中部電力株式会社社債	200,000,000	199,948,000	
第 5 4 1 回関西電力株式会社社債	800,000,000	763,168,000	
第 5 4 4 回関西電力株式会社社債	500,000,000	475,390,000	
第 5 4 8 回関西電力株式会社社債	900,000,000	865,755,000	
第 5 5 1 回関西電力株式会社社債	800,000,000	774,040,000	
第 5 6 7 回関西電力株式会社社債	500,000,000	500,525,000	
第 4 3 4 回中国電力株式会社社債	500,000,000	477,865,000	
第 4 5 4 回中国電力株式会社社債	1,000,000,000	1,007,370,000	

第 4 5 7 回中国電力株式会社社債	800,000,000	805,424,000	
第 4 5 9 回中国電力株式会社社債	300,000,000	304,650,000	
第 3 1 1 回北陸電力株式会社社債	200,000,000	201,154,000	
第 3 1 8 回北陸電力株式会社社債	50,000,000	49,600,500	
第 3 4 2 回北陸電力株式会社社債	100,000,000	95,692,000	
第 3 4 9 回北陸電力株式会社社債	600,000,000	575,916,000	
第 5 3 6 回東北電力株式会社社債	200,000,000	189,670,000	
第 5 3 8 回東北電力株式会社社債	700,000,000	664,468,000	
第 5 4 1 回東北電力株式会社社債	700,000,000	664,006,000	
第 5 4 4 回東北電力株式会社社債	700,000,000	673,365,000	
第 5 6 3 回東北電力株式会社社債	500,000,000	493,030,000	
第 2 9 6 回四国電力株式会社社債	200,000,000	198,446,000	
第 3 0 9 回四国電力株式会社社債	500,000,000	487,300,000	
第 3 1 7 回四国電力株式会社社債	200,000,000	159,634,000	
第 3 2 0 回四国電力株式会社社債	200,000,000	192,100,000	
第 3 2 3 回四国電力株式会社社債	800,000,000	774,040,000	
第 5 0 2 回九州電力株式会社社債	200,000,000	191,556,000	
第 5 0 4 回九州電力株式会社社債	700,000,000	674,100,000	
第 5 0 7 回九州電力株式会社社債	800,000,000	772,912,000	
第 5 2 4 回九州電力株式会社社債	600,000,000	591,636,000	
第 5 2 7 回九州電力株式会社社債	700,000,000	706,181,000	
第 3 2 1 回北海道電力株式会社社債	11,000,000	11,016,500	
第 3 9 1 回北海道電力株式会社社債	600,000,000	600,978,000	
第 2 6 回沖縄電力株式会社社債	700,000,000	688,163,000	
第 2 7 回沖縄電力株式会社社債	300,000,000	290,451,000	
第 3 5 回沖縄電力株式会社社債	400,000,000	404,292,000	
第 1 5 回東京電力パワーグリッド株式会社社債	600,000,000	591,510,000	
第 2 6 回東京電力パワーグリッド株式会社社債	100,000,000	97,429,000	
第 3 1 回東京電力パワーグリッド株式会社社債	400,000,000	398,556,000	
第 3 2 回東京電力パワーグリッド株式会社社債	100,000,000	96,281,000	
第 4 0 回東京電力パワーグリッド株式会社社債	400,000,000	384,624,000	
第 4 5 回東京電力パワーグリッド株式会社社債	600,000,000	584,046,000	
第 4 6 回東京電力パワーグリッド株式会社社債	700,000,000	642,383,000	

第４８回東京電力パワーグリッド株式会社社債	800,000,000	713,128,000	
第５０回東京電力パワーグリッド株式会社社債	800,000,000	776,552,000	
第５回東京電力リニューアブルパワー株式会社無担保社債	200,000,000	197,304,000	
第３６回東京瓦斯株式会社無担保社債	400,000,000	425,476,000	
第３７回東京瓦斯株式会社無担保社債	300,000,000	319,029,000	
第３９回東京瓦斯株式会社無担保社債	500,000,000	520,365,000	
第４３回東京瓦斯株式会社無担保社債	700,000,000	638,792,000	
第４８回東京瓦斯株式会社無担保社債	300,000,000	267,090,000	
第５５回東京瓦斯株式会社無担保社債	800,000,000	655,680,000	
第６８回東京瓦斯株式会社無担保社債	500,000,000	409,030,000	
第７３回東京瓦斯株式会社無担保社債	100,000,000	95,400,000	
第３２回大阪瓦斯株式会社無担保社債	400,000,000	418,812,000	
第３３回大阪瓦斯株式会社無担保社債	400,000,000	408,992,000	
第４２回大阪瓦斯株式会社無担保社債	200,000,000	165,530,000	
第４５回大阪瓦斯株式会社無担保社債	800,000,000	691,808,000	
第５２回大阪瓦斯株式会社無担保社債	300,000,000	276,978,000	
第５４回大阪瓦斯株式会社無担保社債	900,000,000	912,078,000	
第４４回東邦瓦斯株式会社無担保社債	700,000,000	586,481,000	
第１３回広島ガス株式会社無担保社債	600,000,000	590,274,000	
第１４回広島ガス株式会社無担保社債	500,000,000	482,315,000	
第１６回西部瓦斯株式会社無担保社債	700,000,000	687,246,000	
第９回株式会社イチネンホールディングス無担保社債	300,000,000	300,552,000	

	第7回株式会社ファーストリテイリング無担保社債	900,000,000	890,343,000	
社債券	合計	237,376,000,000	228,699,611,750	
	合計	314,048,500,000	300,497,767,205	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

2024年9月30日 現在

種類	金額
I 資産総額	3,398,783,729 円
II 負債総額	3,075,733 円
III 純資産総額（I－II）	3,395,707,996 円
IV 発行済数量	3,700,439,985 口
V 1単位当たり純資産額（III／IV）	0.9176 円

（ご参考：親投資信託の現況）

東京海上・円建て投資適格債券マザーファンド

2024年9月30日 現在

種類	金額
I 資産総額	303,571,903,098 円
II 負債総額	1,137,605,704 円
III 純資産総額（I－II）	302,434,297,394 円
IV 発行済数量	258,696,399,618 口
V 1単位当たり純資産額（III／IV）	1.1691 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、振替受益権となり、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

1. 名義書換

該当事項はありません。

2. 受益者に対する特典

特典はありません。

3. 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

4. 受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

5. 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

6. 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

7. 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）にお支払いします。

8. 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

2024年9月末日現在、資本金の額は20億円です。なお、会社の発行可能株式総数は160,000株であり、38,300株を発行済みです。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

委託会社業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役の選任は株主総会において、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。取締役の任期は、選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。取締役会はその決議をもって、取締役中より代表取締役を選任します。

投資信託の投資運用の意思決定プロセスは以下の通りです。

- ①運用本部で運用計画案、収益分配方針案等の運用の基本方針案を作成します。
- ②運用の基本方針は、運用本部長を委員長とする投資政策委員会で投資環境見通し等をふまえて決定されます。
- ③決定された運用の基本方針に基づき、具体的運用計画を策定し、運用を行います。
- ④売買の執行はトレーディング部が行います。
- ⑤運用部門とは独立した運用リスク管理部門にて運用評価、ガイドライン遵守状況のチェックを行い、運用リスク管理部門担当役員を委員長としリスク管理部を事務局とする運用管理委員会に結果報告します。
- ⑥運用管理委員会から投資政策委員会へ運用評価、ガイドライン遵守状況がフィードバックされ次の基本方針決定に生かされます。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

2024年9月末日現在、委託会社が運用を行っている証券投資信託（親投資信託を除きます。）は次の通りです。

	本数	純資産総額（百万円）
追加型公社債投資信託	0	0
追加型株式投資信託	167	2,876,490
単位型公社債投資信託	1	2,685
単位型株式投資信託	17	83,359
合計	185	2,962,536

3 【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第39期事業年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

なお、従来、当社が監査証明を受けているPwCあらた有限責任監査法人は、2023年12月1日付でPwC京都監査法人と合併、名称を変更しPwC Japan有限責任監査法人となりました。

独立監査人の監査報告書

2024年6月5日

東京海上アセットマネジメント株式会社
取締役会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久保直毅
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 石井章悟
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている東京海上アセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京海上アセットマネジメント株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	20,784,858	20,242,052
前払費用	427,401	523,560
未収委託者報酬	3,200,726	3,523,505
未収収益	3,021,468	4,088,251
未収入金	4	-
その他の流動資産	18,592	26,495
流動資産計	27,453,052	28,403,865
固定資産		
有形固定資産	* 1 433,750	* 1 631,543
建物	307,934	434,854
器具備品	125,816	196,689
無形固定資産	348,422	397,761
電話加入権	3,795	3,795
ソフトウェア	314,954	372,797
ソフトウェア仮勘定	29,672	21,168
投資その他の資産	3,508,324	3,566,905
投資有価証券	48,291	49,108
関係会社株式	1,668,529	1,668,529
その他の関係会社有価証券	520,000	80,000
長期前払費用	30,700	16,227
敷金	474,324	474,324
その他長期差入保証金	21,230	21,230
繰延税金資産	954,048	1,257,485
投資損失引当金	△ 208,800	-
固定資産計	4,290,497	4,596,210
資産合計	31,743,550	33,000,075
負債の部		
流動負債		
未払金	3,477,655	4,260,390
未払手数料	1,464,843	1,583,647
その他未払金	2,012,811	2,676,743
未払費用	335,471	321,531
未払消費税等	266,103	420,603
未払法人税等	1,210,000	1,391,000
預り金	60,297	72,829
前受収益	2,579	2,583
賞与引当金	288,706	296,807
その他の流動負債	8	24
流動負債計	5,640,822	6,765,771
固定負債		
退職給付引当金	886,720	927,210
固定負債計	886,720	927,210
負債合計	6,527,543	7,692,982
純資産の部		
株主資本	25,210,382	25,296,494
資本金	2,000,000	2,000,000

資本剰余金	400,000	400,000
その他資本剰余金	400,000	400,000
利益剰余金	22,810,382	22,896,494
利益準備金	500,000	500,000
その他利益剰余金	22,310,382	22,396,494
繰越利益剰余金	22,310,382	22,396,494
評価・換算差額等	5,624	10,599
その他有価証券評価差額金	5,624	10,599
純資産合計	25,216,006	25,307,093
負債・純資産合計	31,743,550	33,000,075

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	16,696,838	16,958,564
運用受託報酬	11,663,951	13,291,669
投資助言報酬	92,682	107,390
その他営業収益	661,029	678,515
営業収益計	29,114,502	31,036,140
営業費用		
支払手数料	7,669,451	7,801,482
広告宣伝費	206,908	203,242
調査費	7,435,066	8,650,200
調査費	2,823,854	3,298,847
委託調査費	4,611,211	5,351,353
委託計算費	119,180	116,944
営業雑経費	265,287	263,317
通信費	60,267	57,380
印刷費	160,147	157,178
協会費	23,883	24,327
諸会費	12,732	15,737
図書費	8,256	8,693
営業費用計	15,695,895	17,035,188
一般管理費		
給料	3,883,418	4,075,417
役員報酬	83,430	82,371
給料・手当	2,848,648	3,010,062
賞与	951,339	982,983
交際費	13,259	25,693
寄付金	4,696	9,893
旅費交通費	140,480	162,304
租税公課	174,372	246,078
不動産賃借料	468,091	468,091
退職給付費用	163,194	178,404
賞与引当金繰入	288,706	296,807
固定資産減価償却費	165,502	247,247
法定福利費	629,504	686,198
福利厚生費	10,617	14,385
諸経費	503,320	642,231
一般管理費計	6,445,164	7,052,753

営業利益	6,973,442	6,948,198
営業外収益		
受取利息	189	185
受取配当金	* 1 4,304	1,238
雑益	13,722	15,069
営業外収益計	18,216	16,493
営業外費用		
為替差損	54,263	80,542
雑損	9,120	15,415
営業外費用計	63,383	95,958
経常利益	6,928,275	6,868,734
特別利益		
投資有価証券売却益	480	829
その他特別利益	-	402
特別利益計	480	1,232
特別損失		
固定資産除却損	190	30,348
投資有価証券評価損	501	-
投資損失引当金繰入額	208,800	-
その他特別損失	392	382
特別損失計	209,884	30,731
税引前当期純利益	6,718,870	6,839,235
法人税、住民税及び事業税	2,220,524	2,410,514
法人税等調整額	△ 149,911	△ 305,632
法人税等合計	2,070,612	2,104,882
当期純利益	4,648,257	4,734,352

(3) 【株主資本等変動計算書】

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	400,000	400,000	500,000	22,412,741
当期変動額					
剰余金の配当					△ 4,750,617
当期純利益					4,648,257
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	-	-	△ 102,359
当期末残高	2,000,000	400,000	400,000	500,000	22,310,382

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等 合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	22,912,741	25,312,741	5,529	5,529	25,318,271

当期変動額					
剰余金の配当	△ 4,750,617	△ 4,750,617			△ 4,750,617
当期純利益	4,648,257	4,648,257			4,648,257
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			94	94	94
当期変動額合計	△ 102,359	△ 102,359	94	94	△ 102,264
当期末残高	22,810,382	25,210,382	5,624	5,624	25,216,006

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金
当期首残高	2,000,000	400,000	400,000	500,000	22,310,382
当期変動額					
剰余金の配当					△ 4,648,241
当期純利益					4,734,352
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	-	-	86,111
当期末残高	2,000,000	400,000	400,000	500,000	22,396,494

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等 合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	22,810,382	25,210,382	5,624	5,624	25,216,006
当期変動額					
剰余金の配当	△ 4,648,241	△ 4,648,241			△ 4,648,241
当期純利益	4,734,352	4,734,352			4,734,352
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			4,974	4,974	4,974
当期変動額合計	86,111	86,111	4,974	4,974	91,086
当期末残高	22,896,494	25,296,494	10,599	10,599	25,307,093

注記事項

（重要な会計方針）

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式並びにその他の関係会社有価証券
移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

① 市場価格のない株式等以外のもの

当事業年度末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

② 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。また、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として3年間で均等償却する方法を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額の当期負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、顧客への投資運用業及び投資助言・代理業に関するサービスから生じる委託者報酬、運用受託報酬等により収益を獲得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

(1) 運用報酬

投資運用・助言サービスのうち運用資産残高等を基礎として算定される報酬（運用報酬）については、当該サービスに係る履行義務は日々充足されると判断し、運用期間にわたり収益として認識しております。確定した報酬は、月次、年4回、年2回もしくは年1回受け取ります。

(2) 成功報酬

成功報酬は、契約上定められる超過収益の達成等により履行義務を充足し、報酬額及び支払われることが確定した時点で収益として認識しております。確定した報酬は、履行義務充足時点から短期間で支払いを受けます。

(重要な会計上の見積り)

第38期	第39期
------	------

2023年3月31日現在	2024年3月31日現在
当事業年度の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表関係)

第38期 2023年3月31日現在	第39期 2024年3月31日現在
* 1. 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。	* 1. 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります
建物 217,486千円 器具備品 477,945千円	建物 245,354千円 器具備品 481,065千円

(損益計算書関係)

第38期 自 2022年4月1日 至 2023年3月31日	第39期 自 2023年4月1日 至 2024年3月31日
* 1. 関係会社との主な取引高は次のとおりであります。	関係会社に対する営業外収益のうち、雑益の合計額は営業外収益の総額の100分の10を超えており、その金額は9,623千円であります。
関係会社からの受取配当金 3,605千円	
上記のほか、関係会社に対する営業外収益のうち、雑益の合計額は営業外収益の総額の100分の10を超えており、その金額は9,067千円であります。	

(株主資本等変動計算書関係)

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

(単位：株)

株式の種類	2022年4月1日 現在	増加	減少	2023年3月31日 現在
普通株式	38,300	-	-	38,300

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2022年6月30日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	4,750,617千円
(ロ) 1株当たり配当額	124,037円
(ハ) 基準日	2022年3月31日
(ニ) 効力発生日	2022年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2023年6月29日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	4,648,241千円
(ロ) 配当の原資	繰越利益剰余金
(ハ) 1株当たり配当額	121,364円
(ニ) 基準日	2023年3月31日
(ホ) 効力発生日	2023年6月29日

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

（単位：株）

株式の種類	2023年4月1日 現在	増加	減少	2024年3月31日 現在
普通株式	38,300	-	-	38,300

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2023年6月29日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	4,648,241千円
(ロ) 1株当たり配当額	121,364円
(ハ) 基準日	2023年3月31日
(ニ) 効力発生日	2023年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
2024年6月26日の定時株主総会において、次のとおり配当を提案する予定であります。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	3,787,448千円
(ロ) 配当の原資	繰越利益剰余金
(ハ) 1株当たり配当額	98,889円
(ニ) 基準日	2024年3月31日
(ホ) 効力発生日	2024年6月26日

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

第38期 自 2022年4月1日 至 2023年3月31日	第39期 自 2023年4月1日 至 2024年3月31日
(1) 金融商品に対する取組方針 当社の資本は本来の事業目的のために使用することを基本とし、資産の運用に際しては、資産運用リスクを極力最小限に留めることを基本方針としております。 (2) 金融商品の内容及びそのリスク 営業債権である未収収益は顧客の信用リスクに晒されており、未収委託者報酬は市場リスクに晒されております。投資有価証券は、主にファンドの自己設定に関連する投資信託であり、基準価額の変動リスクに晒されております。 営業債務である未払金は、ほとんど1年以内の支払期日であり、流動性リスクに晒され	(1) 金融商品に対する取組方針 同左 (2) 金融商品の内容及びそのリスク 同左

ております。	
(3) 金融商品に係るリスク管理体制	(3) 金融商品に係るリスク管理体制
① 信用リスク 未収収益については、管理部門において取引先ごとに期日及び残高を把握することで、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。	① 信用リスク 同左
② 市場リスク 未収委託者報酬には、運用資産の悪化から回収できず当社が損失を被るリスクが存在しますが、過去の回収実績からリスクは僅少であると判断しております。	② 市場リスク 同左
投資有価証券については、管理部門において定期的に時価を把握する体制としております。	
③ 流動性リスク 当社は、日々資金残高管理を行っており流動性リスクを管理しております。	③ 流動性リスク 同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

第38期（2023年3月31日現在）

2023年3月31日現在における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券			
その他有価証券	48,291	48,291	-
敷金	474,324	475,064	739
資産計	522,615	523,355	739

（注1）以下の金融商品については、現金であること、及び短期で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

現金・預金
未収委託者報酬
未収収益
未収入金
預り金
未払金
未払費用

（注2）関係会社株式及びその他の関係会社有価証券については、市場価格のない株式等に該当することから、時価を注記しておりません。これらの貸借対照表計上額は、それぞれ以下のとおりです。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
関係会社株式	
子会社株式	1,640,302
関連会社株式	28,227

その他の関係会社有価証券	520,000
--------------	---------

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
投資有価証券 その他の有価証券のうち満期があるもの	1,679	18,855	995	995
合計	1,679	18,855	995	995

第39期（2024年3月31日現在）

2024年3月31日現在における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券 その他の有価証券 敷金	49,108 474,324	49,108 472,538	－ △1,786
資産計	523,432	521,646	△1,786

(注1) 以下の金融商品については、現金であること、及び短期で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

現金・預金
未収委託者報酬
未収収益
預り金
未払金
未払費用

(注2) 関係会社株式及びその他の関係会社有価証券については、市場価格のない株式等に該当することから、時価を注記しておりません。これらの貸借対照表計上額は、それぞれ以下のとおりです。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
関係会社株式 子会社株式 関連会社株式 その他の関係会社有価証券	1,640,302 28,227 80,000

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
投資有価証券 その他の有価証券のうち満期があるもの	－	18,872	1,912	1,101
合計	－	18,872	1,912	1,101

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

第38期（2023年3月31日現在）

金融商品の時価を時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

- レベル1の時価 : 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
- レベル2の時価 : 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
- レベル3の時価 : 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

(1)時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券	-	48,291	-	48,291
資産計	-	48,291	-	48,291

(2)時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金	-	475,064	-	475,064
資産計	-	475,064	-	475,064

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資信託は基準価額を用いて評価しており、活発な市場における相場価格とはいえないことから、レベル2の時価に分類しております。

敷金

敷金は、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

第39期（2024年3月31日現在）

金融商品の時価を時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

- レベル1の時価 : 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
- レベル2の時価 : 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
- レベル3の時価 : 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

(1)時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券	-	49,108	-	49,108
資産計	-	49,108	-	49,108

(2)時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
敷金	-	472,538	-	472,538
資産計	-	472,538	-	472,538

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資信託は基準価額を用いて評価しており、活発な市場における相場価格とはいえないことから、レベル 2 の時価に分類しております。

敷金

敷金は、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

(有価証券関係)

第38期 2023年3月31日現在		第39期 2024年3月31日現在	
1. 子会社株式及び関連会社株式並びにその他の関係会社有価証券		1. 子会社株式及び関連会社株式並びにその他の関係会社有価証券	
子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 子会社株式1,640,302千円、関連会社株式28,227千円）並びにその他の関係会社有価証券（貸借対照表計上額 520,000千円）は、市場価格のない株式等に該当することから、記載しておりません。		子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 子会社株式1,640,302千円、関連会社株式28,227千円）並びにその他の関係会社有価証券（貸借対照表計上額 80,000千円）は、市場価格のない株式等に該当することから、記載しておりません。	
2. その他有価証券		2. その他有価証券	
(単位：千円)		(単位：千円)	
区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
①貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 証券投資信託	27,605	18,645	8,960
②貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 証券投資信託	20,685	21,539	△853
合計	48,291	40,184	8,106
3. 当事業年度中に売却したその他有価証券 該当事項はありません。		3. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (単位：千円)	

	<table><tr><th>区分</th><th>売却額</th><th>売却益の 合計額</th><th>売却損の 合計額</th></tr><tr><td>株式</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>債券</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>その他</td><td>5,767</td><td>829</td><td>-</td></tr><tr><td>合計</td><td>5,767</td><td>829</td><td>-</td></tr></table>	区分	売却額	売却益の 合計額	売却損の 合計額	株式	-	-	-	債券	-	-	-	その他	5,767	829	-	合計	5,767	829	-
区分	売却額	売却益の 合計額	売却損の 合計額																		
株式	-	-	-																		
債券	-	-	-																		
その他	5,767	829	-																		
合計	5,767	829	-																		
4. 減損処理を行った有価証券 当事業年度において、有価証券について501千円（その他有価証券の証券投資信託501千円）減損処理を行っております。	4. 減損処理を行った有価証券 該当事項はありません。																				

（収益認識関係）

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

	運用報酬	成功報酬	合計
委託者報酬	16,696,838	-	16,696,838
運用受託報酬	11,529,748	134,202	11,663,951
投資助言報酬	92,682	-	92,682
その他営業収益	661,029	-	661,029
合計	28,980,299	134,202	29,114,502

2. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

顧客との契約から生じた債権等

顧客との契約から生じた債権（期首残高） 5,513,048千円

顧客との契約から生じた債権（期末残高） 6,222,195千円

（＊）なお、当事業年度の期首及び期末において、顧客との契約から生じた契約資産及び契約負債はありません。

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

	運用報酬	成功報酬	合計
委託者報酬	16,958,564	-	16,958,564
運用受託報酬	12,488,818	802,851	13,291,669
投資助言報酬	107,390	-	107,390
その他営業収益	678,515	-	678,515
合計	30,233,289	802,851	31,036,140

2. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

顧客との契約から生じた債権等

顧客との契約から生じた債権（期首残高） 6,222,195千円

顧客との契約から生じた債権（期末残高） 7,611,757千円

（＊）なお、当事業年度の期首及び期末において、顧客との契約から生じた契約資産及び契約負債はありません。

（退職給付関係）

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に備えるため、非積立型の確定給付制度及び確定拠出年金制度を採用しております。

退職一時金制度（非積立型制度であります。）では、当社従業員を制度対象として、給与と勤続年数に基づき算出した一時金を支給しております。受入出向者については退職給付負担金を支払っており、損益計算書上の退職給付費用には当該金額が含まれております。貸借対照表上は出向期間3年以下の出向者に係る金額が退職給付引当金に、出向期間3年超の出向者に係る金額がその他未払金にそれぞれ含まれております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	852,862千円
勤務費用	70,929千円
利息費用	3,351千円
数理計算上の差異の発生額	△24,231千円
退職給付の支払額	△33,244千円
退職給付債務の期末残高	869,667千円

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	-
年金資産	-
	-
非積立型制度の退職給付債務	869,667千円
未積立退職給付債務	869,667千円
未認識数理計算上の差異	17,052千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	886,720千円
退職給付引当金	886,720千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	886,720千円

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	70,929千円
利息費用	3,351千円
数理計算上の差異の費用処理額	644千円
その他	6,556千円
確定給付制度に係る退職給付費用	81,482千円

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）

割引率 0.8%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、81,712千円であります。

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に備えるため、非積立型の確定給付制度及び確定拠出年金制度を採用しております。

退職一時金制度（非積立型制度であります。）では、当社従業員を制度対象として、給与と勤続年数に基づき算出した一時金を支給しております。受入出向者については退職給付負担金を支払っており、損益計算書上の退職給付費用には当該金額が含まれております。貸借対照表上は出向期間3年以下の出向者に係る金額が退職給付引当金に、出向期間3年超の出向者に係る金額がその他未払金にそれぞれ含まれております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	869,667千円
勤務費用	73,630千円
利息費用	6,822千円
数理計算上の差異の発生額	29,062千円
退職給付の支払額	△38,184千円
退職給付債務の期末残高	940,999千円

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	-
年金資産	-
	-
非積立型制度の退職給付債務	940,999千円
未積立退職給付債務	940,999千円
未認識数理計算上の差異	△13,789千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	927,210千円
退職給付引当金	927,210千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	927,210千円

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	73,630千円
利息費用	6,822千円
数理計算上の差異の費用処理額	△1,778千円
その他	10,687千円
確定給付制度に係る退職給付費用	89,362千円

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）

割引率 0.9%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、89,041千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
繰延税金資産		
退職給付引当金	271,513千円	283,911千円
未払金	2,092千円	3,362千円
賞与引当金	88,401千円	90,882千円
未払法定福利費	11,663千円	12,359千円
未払事業所税	3,929千円	4,097千円
未払事業税	64,984千円	73,982千円
未払調査費	102,531千円	108,813千円
減価償却超過額	24,211千円	7,259千円
繰延資産超過額	9,605千円	12,236千円
未払確定拠出年金	2,120千円	2,331千円
未収実績連動報酬	48,549千円	264,384千円
投資損失引当金	63,934千円	-
未払費用	267,102千円	404,707千円
繰延税金資産小計	960,642千円	1,268,329千円
評価性引当額	-	-
繰延税金資産合計	960,642千円	1,268,329千円
繰延税金負債		
前払費用	4,110千円	6,166千円
その他有価証券評価差額金	2,482千円	4,677千円
繰延税金負債合計	6,593千円	10,844千円
繰延税金資産の純額	954,048千円	1,257,485千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	同左

3. 法人税及び地方法人税に関する税効果会計の会計処理

当社は、前事業年度からグループ通算制度を適用しているため、法人税及び地方法人税の会計処理またはこれらに関する税効果会計の会計処理および開示については、「グループ通算制度を適用

する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)を前事業年度の期首から適用しています。

(セグメント情報等)

第38期 自 2022年4月1日 至 2023年3月31日	第39期 自 2023年4月1日 至 2024年3月31日												
[セグメント情報] 当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。 当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。 [関連情報] 1. 製品及びサービスごとの情報 単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。 2. 地域ごとの情報 (1) 営業収益 (単位：千円) <table><tr><th>日本</th><th>その他</th><th>合計</th></tr><tr><td>25,542,522</td><td>3,571,980</td><td>29,114,502</td></tr></table> (注) 営業収益は顧客の所在地を基準とし、国ごとに分類しております。 (2) 有形固定資産 本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております 3. 主要な顧客ごとの情報 (1) 投資信託の名称 東京海上・円資産バランスファンド（毎月決算型） (2) 委託者報酬 3,989,751千円 (3) 関連するセグメント名 投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメント	日本	その他	合計	25,542,522	3,571,980	29,114,502	[セグメント情報] 同左 [関連情報] 1. 製品及びサービスごとの情報 同左 2. 地域ごとの情報 (1) 営業収益 (単位：千円) <table><tr><th>日本</th><th>その他</th><th>合計</th></tr><tr><td>27,411,151</td><td>3,624,988</td><td>31,036,140</td></tr></table> (注) 営業収益は顧客の所在地を基準とし、国ごとに分類しております。 (2) 有形固定資産 同左 3. 主要な顧客ごとの情報 (1) 投資信託の名称 東京海上・円資産バランスファンド（毎月決算型） (2) 委託者報酬 3,106,318千円 (3) 関連するセグメント名 投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメント	日本	その他	合計	27,411,151	3,624,988	31,036,140
日本	その他	合計											
25,542,522	3,571,980	29,114,502											
日本	その他	合計											
27,411,151	3,624,988	31,036,140											

(関連当事者情報)

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 関連当事者との取引

- (1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等
重要な取引はありません。
- (2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等
重要な取引はありません。
- (3) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等
重要な取引はありません。
- (4) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等
重要な取引はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する情報

- (1) 親会社情報
東京海上ホールディングス株式会社（東京証券取引所に上場）
- (2) 重要な関連会社の要約財務情報
重要な関連会社はありません。

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 関連当事者との取引

- (1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等
重要な取引はありません。
- (2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等
重要な取引はありません。
- (3) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の 名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は 職業	議決権 の所有 割合	関連当 事者との 関係	取引の 内容	取引金額	科目	期末残高
同一の 親会社 をもつ 会社	東京海上 日動火災 保険 株式会社	東京都 千代田区	101,994,694 千円	損害 保険業	なし	投資信託 の取扱	投資信託 に係る 事務代行 手数料の 支払	1,337,087 千円	未払 手数料	450,379 千円
						役員の 兼任				

（注）＊取引価格については、市場実勢等を勘案し、交渉の上決定しております。

＊取引金額には、消費税等は含まれておりません。

- (4) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等
重要な取引はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する情報

- (1) 親会社情報
東京海上ホールディングス株式会社（東京証券取引所に上場）
- (2) 重要な関連会社の要約財務情報

重要な関連会社はありません。

(1株当たり情報)

第38期 自 2022年4月1日 至 2023年3月31日	
1株当たり純資産額	658,381円38銭
1株当たり当期純利益金額	121,364円43銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎	
貸借対照表の純資産の部の合計額	25,216,006千円
純資産の部の合計額から控除する金額	—
普通株式に係る当期末の純資産額	25,216,006千円
1株当たり純資産額の算定に用いられた当期末の普通株式の数	38,300株
1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益金額	4,648,257千円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る当期純利益金額	4,648,257千円
普通株式の期中平均株式数	38,300株

第39期 自 2023年4月1日 至 2024年3月31日	
1株当たり純資産額	660,759円61銭
1株当たり当期純利益金額	123,612円34銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎	
貸借対照表の純資産の部の合計額	25,307,093千円
純資産の部の合計額から控除する金額	—
普通株式に係る当期末の純資産額	25,307,093千円
1株当たり純資産額の算定に用いられた当期末の普通株式の数	38,300株
1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益金額	4,734,352千円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る当期純利益金額	4,734,352千円
普通株式の期中平均株式数	38,300株

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

提出日現在、訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実、及び重要な影響を与えることが予想される事実はありません。

追加型証券投資信託

東京海上・円建て投資適格債券ファンド(年2回決算型)
(愛称:円債くん(年2回決算型))

約 款

東京海上アセットマネジメント株式会社

追加型証券投資信託 東京海上・円建て投資適格債券ファンド（年2回決算型）

（愛称：円債くん（年2回決算型））

運用の基本方針

約款第18条（運用の基本方針）の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、主として「東京海上・円建て投資適格債券マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券に投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

主としてマザーファンド受益証券に投資し、高位の組入比率を維持します。なお、有価証券等の資産に直接投資することがあります。

(2) 投資態度

- ①主として、わが国の法人が発行する円建ての社債（金融機関劣後債、生保基金債等を含みます。）を中心に投資を行うマザーファンド受益証券に投資します。
- ②当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行います。従って、実質的な運用は、マザーファンドで行うこととなります。
- ③資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

3. 運用制限

- (1) 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。（ただし、転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権の行使により取得する場合に限ります。）
- (2) 外貨建資産への投資は行いません。
- (3) 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- (4) マザーファンド受益証券等を除く投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (5) 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (6) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (7) 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (8) デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- (9) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

4. 収益分配方針

毎決算時に、原則として次の方針に基づき分配を行います。ただし、第1回目の決算時には分配を行いません。

- ①分配対象額は、経費控除後の、繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ②収益分配金額は、委託者が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。
- ③収益の分配に充当せず、信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託 東京海上・円建て投資適格債券ファンド（年2回決算型）
（愛称：円債くん（年2回決算型））
約款

【信託の種類、委託者および受託者】

第1条 この信託は、証券投資信託であり、東京海上アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

【信託事務の委託】

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

【信託の目的、金額および追加信託の限度額】

第3条 委託者は、金200億円を上限として、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引受けま

す。

② 委託者は、受託者と合意のうえ金1兆円を限度として信託金を追加できるものとします。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第47条（信託契約の解約）第1項、第48条（信託契約に関する監督官庁の命令）第1項、第49条（委託者の登録取消等に伴う取扱い）第1項または第51条（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）第2項による信託終了の日までとします。

【受益権の分割および再分割】

第5条 委託者は、第3条（信託の目的、金額および追加信託の限度額）第1項に規定する信託によって生じた受益権については200億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条（追加信託の時期、価額および口数、基準価額の計算方法）第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

【受益権の取得申込みの勧誘の種類】

第6条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

【当初の受益者】

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第5条（受益権の分割および再分割）の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【追加信託の時期、価額および口数、基準価額の計算方法】

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日（「営業日」とは、委託者の営業日をいいます。また、委託者の営業日以外の日を「休業日」といいます。以下同じ。）の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第27条（有価証券の借入）に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

第10条 この信託の受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合、その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第5条（受益権の分割および再分割）の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。

振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

【受益権の設定に係る受託者の通知】

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

【受益権の申込単位および価額】

第12条 指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第5条（受益権の分割および再分割）第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、1口の整数倍で指定販売会社が別に定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、指定販売会社は、取得申込者が指定販売会社と別に定める自動けいぞく投資契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結した場合に限り、1円以上1円単位をもって当該受益権の取得の申込に応じることができるものとします。ただし、第43条（収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資）第2項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込を行う場合には、1口の整数倍をもって取得の申込に応じることができます。
- ③ 前2項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ④ 第1項および第2項の規定にかかわらず、取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、その他やむを得ない事情が発生し、委託者が追加設定を制限する措置を取った場合には、指定販売会社は、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受付けた取得申込の受付を取消すことができます。
- ⑤ 第1項および第2項の受益権の価額は、取得申込受付日の基準価額に、次項に規定する手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1口につき1円に、次項に規定する手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑥ 前項の手数料の額は、指定販売会社がそれぞれ別に定める金額とします。
- ⑦ 第5項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第36条（信託の計算期間）に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

【受益権の譲渡に係る記載または記録】

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

第14条 受益権の譲渡は、前条（受益権の譲渡に係る記載または記録）の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【投資の対象とする資産の種類】

第15条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条で定めるものをいいます。以下同じ。）および次項に掲げる特定資産以外の資産とします。

1. 有価証券
2. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条（先物取引等の運用指図）、第23条（スワップ取引の運用指図）および第24条（金利先渡取引の運用指図）に定めるものに限ります。）
3. 金銭債権（1.4.に掲げるものに該当するものを除きます。）
4. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
- ② この信託において投資の対象とする特定資産以外の資産は次に掲げるものとします。
為替手形

【運用の指図範囲】

第16条 委託者は、信託金を、主として東京海上アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者として締結された「東京海上・円建て投資適格債券マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権の行使により取得した株券および新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券、第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものならびに第14号の投資法人債券を以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドに属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券ならびに取引所に上場し、かつ当該取引所において常時売却可能な投資信託証券、また既に組入れていた株式等が転換等により投資信託証券に該当することとなった投資信託証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドに属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- ⑦ 前3項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【利害関係人等との取引等】

- 第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第28条（信託業務の委託等）第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条（投資の対象とする資産の種類）および前条（運用の指図範囲）に掲げる資産への投資等ならびに第21条（信用取引の指図範囲）ないし第27条（有価証券の借入）、第31条（有価証券の売却等の指図）、第32条（再投資の指図）および第33条（資金の借入）に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。
- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条（投資の対象とする資産の種類）および前条（運用の指図範囲）に掲げる資産への投資等ならびに第21条（信用取引の指図範囲）ないし第27条（有価証券の借入）、第31条（有価証券の売却等の指図）、第32条（再投資の指図）および第33条（資金の借入）に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

【運用の基本方針】

- 第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

【投資する株式等の範囲】

- 第19条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができます。

【同一銘柄の株式等への投資制限】

- 第20条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ② 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ③ 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ④ 前3項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【信用取引の指図範囲】

- 第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡または買戻により行うことの指図をすることができます。
- ② 前項の信用取引の指図は、当該売付に係る建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付に係る建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付に係る建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

【先物取引等の運用指図】

- 第22条 委託者は、日本国内の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。② 委託者は、日本国内の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

【スワップ取引の運用指図】

- 第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条（信託期間）に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。③ スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。

【金利先渡取引の運用指図】

- 第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。② 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条（信託期間）に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。③ 金利先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。④ 委託者は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。

【デリバティブ取引等に係る投資制限】

- 第24条の2 デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

【有価証券の貸付の指図および範囲】

- 第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。① 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。② 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。③ 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。④ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入の指図を行うものとします。

【有価証券の空売の運用指図】

- 第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または第27条（有価証券の借入）の規定により借入れた有価証券を売付けけることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、売付けた有価証券の引渡または買戻により行うことの指図をすることができるものとします。② 前項の売付の指図は、当該売付に係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うことができるものとします。③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付に係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その額を超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

【有価証券の借入】

- 第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入の指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入を行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。② 前項の借入の指図は、当該借入に係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うことができるものとします。③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入に係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。④ 第1項の借入に係る品借料は信託財産中から支弁します。

【信用リスク集中回避のための投資制限】

- 第27条の2 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

【信託業務の委託等】

第28条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

【混蔵寄託】

第29条 金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

第30条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【有価証券の売却等の指図】

第31条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第32条 委託者は、前条（有価証券の売却等の指図）の規定による一部解約代金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入】

第33条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

【損益の帰属】

第34条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替】

第35条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替をすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。

- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第36条 この信託の計算期間は、毎年3月24日から9月23日までおよび9月24日から翌年3月23日までとすることを原則とします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日（法令により、これと異なる日を計算期間終了日と定められている場合には、法令にしたがいます。）とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成22年9月24日までとし、最終計算期間の終了日は第4条（信託期間）に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告等】

第37条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

【他の受益者の氏名等の開示の請求の制限】

第38条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

【信託事務の諸費用および監査報酬】

第39条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（消費税等相当額を含みます。）、信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等相当額ならびに受託者の立替えた立替金の利息（これらを以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【信託報酬の総額および支弁の時期】

第40条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第36条（信託の計算期間）に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に次項の信託報酬率を乗じて得た額とします。

- ② 信託報酬率は、毎計算期末において見直すこととし、各前月末（平成22年9月24日までについては当初設定日の前月末）における日本相互証券株式会社の発表する新発10年固定利付国債の利回り（終値）に応じて以下の通り決定され、毎計算期末の翌日から適用するものとします。
（新発10年固定利付国債の利回り）

3%未満の場合	年10,000分の52
3%以上4%未満の場合	年10,000分の62
4%以上5%未満の場合	年10,000分の72
5%以上の場合	年10,000分の82

- ③ 第1項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ④ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

【収益の分配】

第41条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

【収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払に関する受託者の免責】

第42条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第43条（収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資）第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第45条（一部解約）第2項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第43条（収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資）第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払につき、その責に任じません。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資】

第43条 収益分配金は、毎計算期間終了後1ヵ月以内の委託者の指定する日から指定販売会社の営業所等において、

毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付けにより増加した受益権は、第10条(受益権の帰属と受益証券の不発行)第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から指定販売会社の営業所等において、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 一部解約金は、受益者の請求を受けた日から起算して、原則として5営業日目から指定販売会社の営業所等において受益者に支払います。
- ⑤ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとしします。
- ⑥ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとしします。
また、「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとしします。

【収益分配金および償還金の時効】

第44条 受益者が、収益分配金については前条(収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資)第1項に規定する支払開始日から5年間その支払を請求しないとき、信託終了による償還金については前条(収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資)第3項に規定する支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【一部解約】

- 第45条 受益者は、自己に帰属する受益権について、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。
- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。この場合における一部解約の価額は、当該請求受付日の基準価額とします。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
 - ③ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとしします。
 - ④ 第1項の規定にかかわらず、委託者は、取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。
 - ⑤ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第2項の規定に準じて計算された価額とします。

【質権口記載または記録の受益権の取り扱い】

第46条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

【信託契約の解約】

- 第47条 委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10億口を下ることとなったとき、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
 - ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決

権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

第48条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第52条（信託約款の変更等）の規定にしたがいます。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

第49条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第52条（信託約款の変更等）第2項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第50条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第51条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第52条（信託約款の変更等）の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更等】

第52条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

【反対受益者の受益権買取請求の不適用】

第53条 この信託は、受益者が第45条（一部解約）の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第47条（信託契約の解約）に規定する信託契約の解約または前条（信託約款の変更等）に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

【運用報告書に記載すべき事項の提供】

第53条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

【公告】

第54条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
<https://www.tokiomarineam.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第55条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

【附 則】

附則第1条 この信託約款において「自動けいぞく投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する「自動けいぞく投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款または契約を含むものとします。この場合「自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読替えるものとします。

附則第2条 第24条（金利先渡取引の運用指図）に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成22年5月28日（信託契約締結日）

委託者 東京海上アセットマネジメント株式会社

受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社